【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年６月30日
【事業年度】	第43期（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
【会社名】	株式会社武富士
【英訳名】	TAKEFUJI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員　清川 昭
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目15番１号
【電話番号】	東京０３（３３６５）８０００（大代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員経理部担当兼経理部長　佐藤 重朗
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目15番１号
【電話番号】	東京０３（３３６５）８０１２（経理部）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員経理部担当兼経理部長　佐藤 重朗
【縦覧に供する場所】	株式会社武富士名古屋支社 （愛知県名古屋市中村区名駅四丁目８番12号） 株式会社武富士大阪支社 （大阪府大阪市北区小松原町１番７号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

（1）連結経営指標等

回次		第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月		平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月
営業収益	（百万円）	351,259	328,920	270,479	186,349	120,266
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	92,248	△163,764	42,285	△214,669	33,180
当期純利益又は当期純損失（△）	（百万円）	46,924	△481,274	14,105	△256,137	4,577
純資産額	（百万円）	973,626	457,714	433,776	149,648	150,620
総資産額	（百万円）	1,770,909	1,583,172	1,392,899	958,464	686,931
１株当たり純資産額	（円）	6,919.26	3,252.98	3,151.03	1,108.12	1,114.87
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）	（円）	333.18	△3,420.42	100.63	△1,880.05	33.93
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	323.99	－	－	－	31.79
自己資本比率	（％）	55.0	28.9	31.1	15.6	21.9
自己資本利益率	（％）	4.9	△67.2	3.2	△87.8	3.1
株価収益率	（倍）	22.2	－	21.0	－	11.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	90,784	70,455	187,601	150,020	109,005
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	42,376	△1,248	△255	△2,110	5,672
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△183,177	△80,291	△127,397	△203,193	△151,096
現金及び現金同等物の期末残高	（百万円）	107,022	96,096	153,471	97,862	60,361
従業員数 ［外、平均臨時雇用者数］	（人）	3,184 ［1,240］	2,938 ［1,143］	2,643 ［989］	2,434 ［774］	2,124 ［533］

（注）１．営業収益には消費税等が含まれております。
２．第39期の当期純利益の大幅な減少は、固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。
３．第40期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号 平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号 平成17年12月９日）を適用しております。
４．第40期に多額の経常損失及び当期純損失を計上した原因は、消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い適用に伴う、利息返還損失引当金繰入額の計上等によるものであります。
５．第40期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。
６．第40期及び第42期の株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。
７．第41期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
８．第42期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（2）提出会社の経営指標等

回次		第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月		平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月
営業収益	（百万円）	349,766	328,045	269,452	185,443	119,403
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	89,766	△165,726	40,666	△215,740	32,295
当期純利益又は当期純損失（△）	（百万円）	39,080	△481,377	13,064	△256,933	7,595
資本金	（百万円）	30,478	30,478	30,478	30,478	30,478
発行済株式総数	（千株）	147,295	147,295	147,295	144,295	144,295
純資産額	（百万円）	969,250	453,227	428,897	144,659	148,687
総資産額	（百万円）	1,780,265	1,594,014	1,410,576	977,092	712,571
１株当たり純資産額	（円）	6,888.16	3,221.09	3,115.59	1,071.14	1,100.54
１株当たり配当額（内１株当たり中間配当額）	（円）	230.00 (115.00)	230.00 (115.00)	180.00 (90.00)	50.00 (30.00)	30.00 (15.00)
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（△）	（円）	277.42	△3,421.15	93.20	△1,885.90	56.29
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	269.78	－	－	－	50.47
自己資本比率	（％）	54.4	28.4	30.4	14.8	20.8
自己資本利益率	（％）	4.0	△67.7	3.0	△89.6	5.2
株価収益率	（倍）	26.7	－	22.6	－	7.1
配当性向	（％）	82.91	－	193.13	－	53.29
従業員数 ［外、平均臨時雇用者数］	（人）	3,171 ［1,219］	2,920 ［1,125］	2,625 ［973］	2,415 ［757］	2,103 ［519］

（注）１．営業収益には消費税等が含まれております。
２．第39期の当期純利益の大幅な減少は、固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。
３．第40期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第５号 平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第８号 平成17年12月９日）を適用しております。
４．第40期に多額の経常損失及び当期純損失を計上した原因は、消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い適用に伴う、利息返還損失引当金繰入額の計上等によるものであります。
５．第40期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。
６．第40期及び第42期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。
７．第41期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
８．第42期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２【沿革】

当社の創業者である武井保雄は昭和41年１月、東京都板橋区において個人向け金融貸出業務を開始いたしました。昭和43年６月に有限会社武富士商事を設立、その後業容の拡大に伴い、昭和49年11月に株式会社武富士商事（実質上の存続会社であります。同年12月に株式会社武富士に社名変更）に組織変更を行いました。

その後、株式会社武富士（実質上の存続会社）は昭和52年12月１日を合併期日として、株式額面金額の変更（１株の券面額500円を50円へ）のために株式会社武富士（１株の株式額面金額50円、形式上の存続会社）に吸収合併されました。

従いまして、会社の沿革につきましては、合併期日である昭和52年12月１日以前の状況については、特段のことわりがない限り実質上の存続会社について記載いたします。

なお、形式上の存続会社である株式会社武富士は、昭和26年３月に三和株式会社（資本金100万円、所在地 神奈川県横浜市）として設立され、昭和52年８月合併に先立ち、株式会社武富士に社名変更いたしました。

昭和49年11月	株式会社武富士商事設立（有限会社武富士商事を組織変更） 首都圏５店舗（板橋支店、京橋支店、新橋支店、新宿支店、神田支店）、北海道１店舗（札幌支店）で営業開始
昭和49年12月	株式会社武富士に社名変更
昭和50年３月	仙台・名古屋支店開店（東北・中部地方に進出）
昭和50年７月	新潟支店開店（北陸地方に進出）
昭和50年10月	福岡支店開店（九州地方に進出）
昭和51年１月	店内業務の効率化を図るためコンピュータを導入
昭和51年２月	広島支店開店（中国地方に進出）
昭和51年４月	大阪・神戸支店開店（関西地方に進出）
昭和52年２月	高松支店開店（四国地方に進出）
昭和52年12月	株式の額面変更と組織の一元化、営業の効率化を図るため、株式会社武富士（実質上の存続会社）と株式会社ユタカ、株式会社ヤマトローンサービス、株式会社東宝ローンサービスを株式会社武富士（形式上の存続会社）に吸収合併 この合併により、４店舗（西荻支店、船橋支店、赤羽支店、横浜支店）を取得
昭和53年２月	呼称に「￥en shop 武富士」を採用
昭和53年５月	本社を東京都豊島区東池袋３丁目１番１号 サンシャイン60 18階に移転 営業店舗の拡大に伴い、支店統轄を目的に、東京・大阪の２支社を設置
昭和53年７月	事業の多角化を図るためにミリヨンファイナンス株式会社を設立 地方店の拡充を図るために株式会社テイケイアイを設立
昭和54年２月	札幌・名古屋・福岡の３支社を設置
昭和55年８月	仙台支社を設置
昭和55年12月	組織の一元化、営業の効率化を目的として、株式会社テイケイアイ、ミリヨンファイナンス株式会社を吸収合併
昭和58年９月	大宮・広島の２支社を設置
昭和58年11月	全国支店網オンラインシステム稼働
昭和58年12月	「貸金業の規制等に関する法律」により貸金業者として登録（登録番号 関東財務局長（1）第00020号）
昭和59年７月	ジャパン・ハワイ・ファイナンス株式会社（外資系消費者金融会社）の全株式を取得
昭和59年９月	本社ビルを東京都中央区八重洲２丁目１番４号に竣工、移転
昭和60年８月	ＡＴＭシステム稼働（設置台数48台）
昭和63年１月	第２次オンラインシステム稼働

平成元年５月	大宮・広島の２支社を閉鎖し、６支社とする
平成元年８月	低金利無担保の目的ローンを７種類（年利13.5%～17.5%）発売
平成４年２月	横浜支社を設置し、７支社とする
平成４年５月	本社ビルを東京都新宿区西新宿八丁目15番１号に竣工、移転
平成５年11月	株式会社ロイヤルクレインカントリー倶楽部（ゴルフ場運営会社、現株式会社テイクワン）及びエヌテイワイレジャー観光開発株式会社（不動産管理会社、平成７年12月に株式会社テイクワンに吸収合併）の全株式を取得、長期安定資金導入のため株式会社武富士キャピトル（当社100%出資の特別目的会社）設立
平成７年３月	株式会社保井（総合リース業）の全株式を取得
平成７年10月	「無人契約機￥enむすび」を導入
平成７年12月	金融機関・信販会社とＣＤ・ＡＴＭ提携を開始
平成８年８月	株式を店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録
平成９年７月	第３次オンラインシステム稼働
平成９年９月	香港にTTS FINANCE CO.,LTD.を設立（ベンチャーキャピタル業 合弁、当社出資比率66.7%）
平成10年９月	アイルランドにTSR CO.,LTD.を設立（再保険業、当社100%出資）
平成10年12月	株式を東京証券取引所市場第１部に上場
平成11年１月	香港にG.H INVESTMENT CO.,LTD.を設立（ベンチャーキャピタル業、当社100%出資）
平成11年６月	「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」により、特定金融会社等として登録（登録番号関東財務局長第３号）
平成11年10月	株式会社武富士新総合研究所を設立（研究調査の受託業、当社95%出資）
平成12年３月	株式をロンドン証券取引所に上場
平成12年４月	株式会社テーダブルジェーを設立（ベンチャーキャピタル業、当社100%出資）
平成12年９月	フジックス信用保証株式会社（信用保証業）の全株式を取得
平成12年10月	ロンドンにTWJ EURO CO.,LTD.を設立（ベンチャーキャピタル業、当社100%出資）
平成13年12月	株式会社ティデーエスを設立（不動産事業、当社100%出資） TTS FINANCE CO.,LTD.の全株式を譲渡
平成14年２月	ケイマン諸島にTAKEFUJI BULL MART CO.,LTD.を設立（金融業、当社100%出資）
平成14年３月	マスターカード・インターナショナル・プリンシパル・メンバーシップ・ライセンス取得
平成14年８月	連結子会社である瑞晃ファクター株式会社及び株式会社武富士新総合研究所を解散
平成14年９月	連結子会社である株式会社保井及びフジックス信用保証株式会社を吸収合併
平成14年10月	「TAKE BIG SEVEN MasterCard®」の発行を開始
平成14年11月	社団法人日本経済団体連合会へ加盟
平成15年11月	岡山支社を設置し、８支社とする
平成16年９月	札幌・仙台・横浜・東京・名古屋・大阪・岡山・福岡の８コールセンターを設置
平成17年７月	連結子会社であるTAKEFUJI BULL MART CO.,LTD.の全株式を譲渡
平成19年10月	支社管理室とコールセンターとを統合し、管理センターを発足
平成19年12月	連結子会社であるTSR CO.,LTD.を清算
平成20年10月	新ブランド「benecere（ベネシア）」を立ち上げ
平成21年９月	韓国にMETRO ASIA CAPITAL CO.,LTD.を設立（総合金融サービス業 合弁、当社出資比率38.1%） 組織改編の一環として、８支社から５支社へ、８管理センターから６管理センターへ拠点の集約

３【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、連結子会社８社及び持分法適用関連会社１社（平成22年３月31日現在）で構成され、消費者金融業を主な事業とし、更に関係会社においてその他の事業を営んでおります。

当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

消費者金融業

ローン事業	当社は、国内最大規模の取引先数と貸付残高を保有する消費者金融会社であり、設立以来一貫して一般消費者に対する直接融資を行っており、全国的に店舗を展開し、地域に密着して多くの人々のニーズに応えると同時に個人に対する小口金融に徹し、無担保無保証で即時融資を行っております。
総合あっせん事業	当社は、「暮らしに役立つカード」として、従来クレジットカードを持つ機会が少なかったお客様への利用機会の提供とともに加盟店開拓を進め、地域社会に密着したカード事業を展開しております。

その他の事業

ゴルフ場経営	㈱テイクワンは、ゴルフ場の経営を行っており、余剰資金を当社に融資しております。
不動産業	当社及び㈱ティデーエスは、所有不動産の有効活用を図るため、不動産の開発、管理、賃貸を行っております。
ベンチャーキャピタル業	TWJ EURO CO.,LTD.は、イギリスに設立したベンチャーキャピタルであり、ヨーロッパ諸国のベンチャー企業等への投資を行う予定であります。TWJ VC CO.,LTD.は、米国に設立したベンチャーキャピタルであり、米国のベンチャー企業等への投資を行う予定であります。また、㈱テーダブルジェーは、国内外のベンチャー企業等への投資を行っております。
総合金融サービス業	METRO ASIA CAPITAL CO.,LTD.は、主にリース業及び事業者金融業を行っております。
その他	共立エステート㈱、㈱武富士キャピトル、G.H INVESTMENT CO.,LTD.

当社と取引のある関連当事者は１社（平成22年３月31日現在）あり、不動産賃貸・不動産管理に関する事業を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。

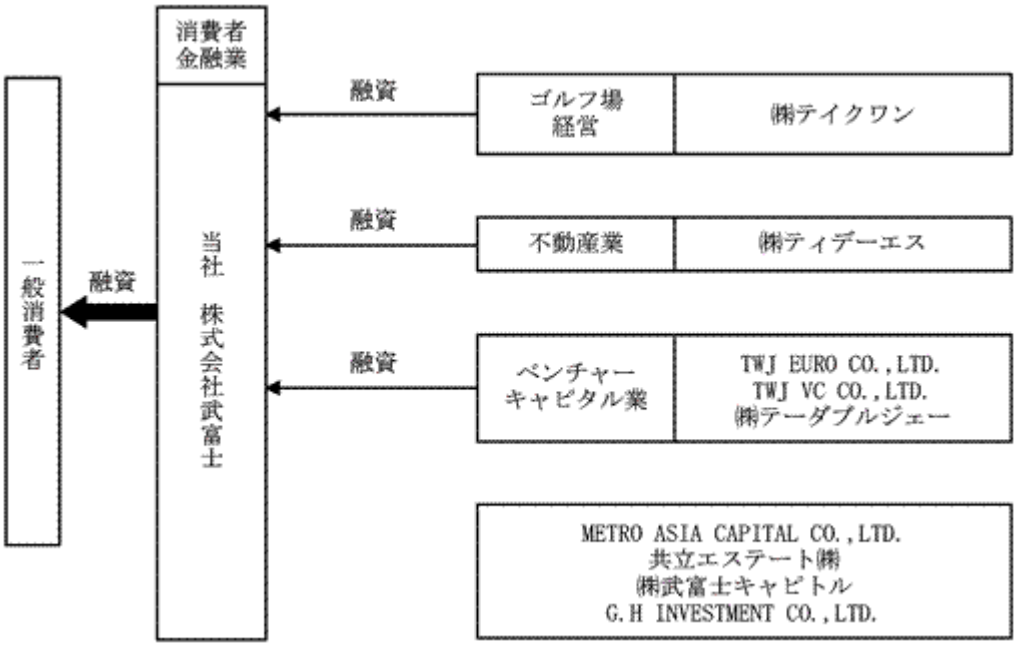

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
共立エステート株式会社	東京都板橋区	10百万円	その他	100 (100)	当社の従業員４名が同社の役員を兼ねております。
TWJ VC CO.,LTD.	アメリカ合衆国 デラウエア州	1,960千米ドル	ベンチャーキャピタル業	100	当社の従業員２名が同社の役員を兼ねております。
株式会社武富士キャピトル	東京都中央区	15百万円	その他	100	当社の従業員４名が同社の役員を兼ねております。
株式会社テイクワン	東京都新宿区	9,290百万円	ゴルフ場経営	100	当社の従業員４名が同社の役員を兼ねております。
G.H INVESTMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 香港特別行政区	3,000百万円 ＋1,000香港ドル	その他	100	当社の従業員２名が同社の役員を兼ねております。
株式会社テーダブルジェー	東京都新宿区	15,000百万円	ベンチャーキャピタル業	100	当社の役員１名及び従業員３名が同社の役員を兼ねております。
TWJ EURO CO.,LTD.	イギリス ロンドン市	50,000ポンド	ベンチャーキャピタル業	100	当社の従業員３名が同社の役員を兼ねております。
株式会社ティデーエス	京都市下京区	8,800百万円	不動産業	100	当社の従業員３名が同社の役員を兼ねております。

（注）１．共立エステート株式会社は、株式会社テイクワンの100%子会社であります。
２．株式会社テイクワン、株式会社テーダブルジェー及び株式会社ティデーエスは、特定子会社に該当します。
３．上記各社は、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出しておりません。
４．上記各社の売上高は、連結財務諸表の売上高の10／100以下であります。
５．（ ）内の計数は間接割合の内数であります。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
METRO ASIA CAPITAL CO.,LTD.	韓国 ソウル市	41,000百万 ウォン	総合金融サービス業	38.1	当社の従業員２名が同社の役員を兼ねております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年３月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
消費者金融業	2,103[519]
その他	21 [14]
合計	2,124[533]

（注）１．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除いております。）であり、常用パートは除いております。常用パートは［ ］内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．前連結会計年度末に比べ従業員数が310人減少した要因は、組織改編に伴う店舗閉鎖に起因するものであります。

(2) 提出会社の状況

平成22年３月31日現在

従業員数（人）	平均年令	平均勤続年数	平均年間給与（円）
2,103[519]	34才２か月	９年８か月	4,780,082

（注）１．従業員数は就業人員（出向者を除いております。）であり、常用パートは除いております。常用パートは［ ］内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．平均年間給与（税込）は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

３．前事業年度末に比べ従業員数が312人減少した要因は、組織改編に伴う店舗閉鎖に起因するものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合はありません。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、一昨年から続く世界的な金融不況のなか、回復の兆しが見えつつも、厳しい雇用・所得環境のもとで消費が低迷するなど景気回復の動きは緩慢となり、依然として厳しい状況にありました。

消費者金融業界におきましては、総量規制や上限金利の引き下げを盛り込んだ貸金業法の完全施行を迎え、各社収益の確保の施策を模索しつつ、資金調達の環境においても厳しい状況にあり、倒産・廃業の勢いが衰えないなど引き続き予断を許さない状態が続いております。

このような情勢のもと、当社グループは、前年度に策定した「中期経営計画」の初年度として、安定的な利益確保、内部留保の充実を実現させるべく「債権良質化の推進」・「組織の改編」等に取り組んでまいりましたが、高水準で推移する利息返還請求や貸金業法完全施行後の影響の不透明さを背景として格付けが引き下げられ、手元流動性確保の重要性が増してまいりました。そのため、貸金業法完全施行に対応した厳格な与信基準を前倒しで導入し、貸付金の抑制によるキャッシュ・フローの改善、並びに貸付債権等の資産譲渡による資金調達を図り、堅実な業務運営に努めてまいりました。

また、創業理念である「お客様第一主義」を徹底し、お客様に安心してご利用いただけるサービスの提供に努め、その一環として「benecere（ベネシア）」ブランドにて展開している商品のひとつ「benecere ブラック」に年率6.5%の新金利商品を設定し、より一層魅力的なカードブランドの展開を目指してまいりました。また、株式会社イオン銀行とのＡＴＭ利用に関する提携により、同行のＡＴＭでの出金（融資）、入金（返済）が可能となりお客様の利便性の更なる向上にも努めてまいりました。

さらに、貸金業法の完全施行により、お客様へのサービスの提供にあたり法令の厳格な理解と解釈が重要となることから、国家資格となった貸金業務取扱主任者資格試験に全社を挙げて取り組んだ結果、1,300人以上の合格者を出し、コンプライアンス態勢をより一層強化することができました。

以上の結果、当連結会計年度末の営業貸付金残高は5,894億77百万円（前連結会計年度末比31.6%減）、口座数は1,079千口座（同27.2%減）となりました。

当連結会計年度の営業収益は1,202億66百万円（前連結会計年度比35.5%減）となり、営業利益は333億60百万円（前連結会計年度は2,106億12百万円の営業損失）、経常利益は331億80百万円（同2,146億69百万円の経常損失）、当期純利益は45億77百万円（同2,561億37百万円の当期純損失）となりました。

なお、当連結会計年度末の店舗数は、有人店舗が140店舗（前連結会計年度末210店舗）、無人店舗が645店舗（同840店舗）、インターネット店舗が１店舗（同１店舗）、自社ＡＴＭの設置台数は873台（同1,161台）、ＣＤ・ＡＴＭの提携台数は57,067台（同53,743台）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ375億１百万円減少し、603億61百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,090億５百万円（前連結会計年度は1,500億20百万円）となりました。これは、主力事業である消費者金融業の営業貸付金貸付額が587億46百万円（同1,742億97百万円）となったこと及び営業貸付金回収額が1,941億円（同2,962億71百万円）となったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は56億72百万円（前連結会計年度は21億10百万円の支出）となりました。これは、有形・無形固定資産の取得による支出18億96百万円（同37億17百万円）及び投資有価証券の売却による収入62億10百万円（同14億99百万円）等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は1,510億96百万円（前連結会計年度は2,031億93百万円）となりました。これは、長期借入金の返済による支出1,267億30百万円（同1,773億６百万円）、社債（新株予約権付社債含む）の償還による支出196億46百万円（同824億円）及び配当金の支払額47億20百万円（同164億61百万円）によるものであります。

2 【営業の実績】

① 消費者金融業の営業店舗数及びＣＤ・ＡＴＭ台数

区分		前連結会計年度末 （平成21年３月31日）	当連結会計年度末 （平成22年３月31日）
店舗（店）		1,051	786
	有人店舗（店）	210	140
	無人店舗（店）	840	645
	インターネット店舗（店）	1	1
自動契約機（台）		1,051	786
（うち有人店舗外設置分）（台）		(840)	(645)
ＣＤ・ＡＴＭ（台）		54,904	57,940
	自社設置分（台）	1,161	873
	（うち有人店舗外設置分）（台）	(845)	(650)
	提携分（台）	53,743	57,067
	（提携先数）（社）	(132)	(124)

② 営業収益の内訳

種類別		前連結会計年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）				当連結会計年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）			
		消費者金融業 金額 （百万円）	その他の事業 金額 （百万円）	合計 金額 （百万円）	構成割合 （%）	消費者金融業 金額 （百万円）	その他の事業 金額 （百万円）	合計 金額 （百万円）	構成割合 （%）
営業貸付金利息	無担保ローン	178,337	－	178,337	95.7	113,581	－	113,581	94.4
総合あっせん収益	クレジットカード	69	－	69	0.0	57	－	57	0.1
その他の金融収益	預金利息	－	461	461	0.2	－	55	55	0.1
	貸付金利息	－	329	329	0.2	－	30	30	0.0
	その他	－	1,822	1,822	1.0	－	697	697	0.6
	小計	－	2,611	2,611	1.4	－	783	783	0.7
その他の営業収益	償却債権及び同利息回収額	3,235	－	3,235	1.8	3,750	－	3,750	3.1
	不動産賃貸収入	－	993	993	0.5	－	893	893	0.7
	その他	－	1,104	1,104	0.6	－	1,202	1,202	1.0
	小計	3,235	2,097	5,331	2.9	3,750	2,095	5,845	4.8
合計		181,641	4,708	186,349	100.0	117,388	2,878	120,266	100.0

（注）１．金額には消費税等が含まれております。
２．その他の金融収益の「その他」は、主に金利スワップ受取利息等であります。
３．その他の営業収益の「その他」は、主に駐車場収入、ゴルフ場収入等であります。

③ 消費者金融業の取扱高、期末残高、利用者数及び加盟店数

a．取扱高

事業別	前連結会計年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）		当連結会計年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	
	金額（百万円）	構成割合（%）	金額（百万円）	構成割合（%）
ローン事業	174,316	99.8	58,755	99.8
総合あっせん事業	351	0.2	116	0.2
合計	174,668	100.0	58,872	100.0

（注）上記事業の内容及び取扱高の範囲は次のとおりであります。

・ローン事業　　直接顧客に金銭を貸付ける取引であり、取扱高の範囲は顧客に対する融資額であります。

・総合あっせん事業 クレジットカードによる包括的審査に基づいた斡旋取引であり、取扱高の範囲はクレジット対象額であります。

b．期末残高

事業別	前連結会計年度末 （平成21年３月31日）		当連結会計年度末 （平成22年３月31日）	
	残高（百万円）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
ローン事業	861,517	99.9	589,477	99.9
総合あっせん事業	465	0.1	312	0.1
合計	861,981	100.0	589,788	100.0

c．利用者数及び加盟店数

事業別	前連結会計年度末 （平成21年３月31日）	当連結会計年度末 （平成22年３月31日）
ローン事業（件）	1,480,683	1,078,517
総合あっせん事業（人）	275,684	251,436
加盟店数（店）	28,308	28,609

（注）１．上記事業の利用者数の範囲は次のとおりであります。

・ローン事業　　営業貸付金残高を有する口座数

・総合あっせん事業 「MasterCard®提携クレジットカード」及び「ハウスカード」の有効会員数

２．加盟店数は、取引店舗数であります。

④ 消費者金融業の営業貸付金残高の内訳

a．種類別営業貸付金残高

貸付種別	前連結会計年度末（平成21年３月31日）					当連結会計年度末（平成22年３月31日）				
	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	平均約定金利（%）	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	平均約定金利（%）
消費者向 無担保（住宅向を除く）	1,480,683	100.0	861,517	100.0	22.03	1,078,517	100.0	589,477	100.0	20.68
有担保（住宅向を除く）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
住宅向	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
計	1,480,683	100.0	861,517	100.0	22.03	1,078,517	100.0	589,477	100.0	20.68
事業者向 計	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
合計	1,480,683	100.0	861,517	100.0	22.03	1,078,517	100.0	589,477	100.0	20.68

（注）消費者向は個人への貸付であります。

b．業種別営業貸付金残高

業種別	前連結会計年度末（平成21年３月31日）				当連結会計年度末（平成22年３月31日）			
	先数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	先数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
製造業	―	―	―	―	―	―	―	―
建設業	―	―	―	―	―	―	―	―
電気・ガス・熱供給・水道業	―	―	―	―	―	―	―	―
運輸・通信業	―	―	―	―	―	―	―	―
卸売・小売業・飲食店	―	―	―	―	―	―	―	―
金融・保険業	―	―	―	―	―	―	―	―
不動産業	―	―	―	―	―	―	―	―
サービス業	―	―	―	―	―	―	―	―
個人	1,473,610	100.0	861,517	100.0	1,074,008	100.0	589,477	100.0
その他	―	―	―	―	―	―	―	―
合計	1,473,610	100.0	861,517	100.0	1,074,008	100.0	589,477	100.0

（注）１．先数とは、顧客別に名寄せした債務者数を記載しております。
２．個人の自営業者は、業種の如何にかかわらず「個人」に含めております。

c．担保別営業貸付金残高

受入担保の種類	前連結会計年度末（平成21年３月31日）		当連結会計年度末（平成22年３月31日）	
	残高（百万円）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
有価証券	―	―	―	―
うち株式	―	―	―	―
債権	―	―	―	―
うち預金	―	―	―	―
商品	―	―	―	―
不動産	―	―	―	―
財団	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
計	―	―	―	―
保証	―	―	―	―
無担保	861,517	100.0	589,477	100.0
合計	861,517	100.0	589,477	100.0

d．貸付金額別営業貸付金残高

金額別		前連結会計年度末（平成21年３月31日）				当連結会計年度末（平成22年３月31日）			
		件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
無担保ローン	10万円以下	155,686	10.5	8,322	1.0	124,760	11.6	6,555	1.1
	10万円超30万円以下	250,199	16.9	50,098	5.8	202,628	18.8	40,901	6.9
	30万円超50万円以下	352,270	23.8	145,882	16.9	243,664	22.6	98,189	16.7
	50万円超100万円以下	656,098	44.3	543,615	63.1	455,775	42.2	358,209	60.8
	100万円超	66,430	4.5	113,600	13.2	51,690	4.8	85,622	14.5
合計		1,480,683	100.0	861,517	100.0	1,078,517	100.0	589,477	100.0
１件当たり平均残高（千円）		582				547			

⑤ 資金調達内訳

借入先等		前連結会計年度末（平成21年３月31日）		当連結会計年度末（平成22年３月31日）	
		残高（百万円）	平均調達金利（%）	残高（百万円）	平均調達金利（%）
金融機関等からの借入		207,174	2.75	80,444	2.71
その他		158,567	2.88	134,937	3.65
	社債・ＣＰ	158,567	2.88	134,937	3.65
合計		365,741	2.81	215,381	3.30
自己資本		651,697	－	497,918	－
	資本金・出資額	30,478	－	30,478	－

（注）１．「自己資本」は、資産の合計額より負債の合計額及び配当金の予定額を控除し、引当金（特別法上の引当金を含む）の合計額を加えて算出しております。
２．当連結会計年度中に行った貸付債権の譲渡により得られた対価の合計額は14,500百万円であります。
３．平均調達金利は借入金等の残高に対するものであります。
４．社債の調達金利はスワップ後の金利を記載しております。

⑥ 提出会社の営業の実績

ａ．営業店舗数及びＣＤ・ＡＴＭ台数

区分		前事業年度末（平成21年３月31日）	当事業年度末（平成22年３月31日）
店舗（店）		1,051	786
	有人店舗（店）	210	140
	無人店舗（店）	840	645
	インターネット店舗（店）	1	1
自動契約機（台）		1,051	786
（うち有人店舗外設置分）（台）		(840)	(645)
ＣＤ・ＡＴＭ（台）		54,904	57,940
	自社設置分（台）	1,161	873
	（うち有人店舗外設置分）（台）	(845)	(650)
	提携分（台）	53,743	57,067
	（提携先数）（社）	(132)	(124)

b．地区別営業貸付金利息

地区別	前事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）		当事業年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	
	金額 （百万円）	構成割合 （%）	金額 （百万円）	構成割合 （%）
北海道地区	10,349	5.8	6,557	5.8
東北地区	16,198	9.1	10,151	8.9
関東地区	60,825	34.1	39,332	34.6
中部地区	26,912	15.1	17,276	15.2
近畿地区	28,891	16.2	18,160	16.0
中国地区	8,768	4.9	5,081	4.5
四国地区	5,314	3.0	3,433	3.0
九州地区	21,081	11.8	13,590	12.0
合計	178,337	100.0	113,581	100.0

（注）各地区の都道府県区分は次のとおりであります。

・北海道地区：北海道
・東北地区　：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
・関東地区　：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
・中部地区　：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
・近畿地区　：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
・中国地区　：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
・四国地区　：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
・九州地区　：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

なお、「地区」は営業店舗の所在地を基準に集計しております。

c．消費者金融業の取扱高、期末残高、利用者数及び加盟店数

ア．取扱高

事業別	前事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）		当事業年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	
	金額（百万円）	構成割合（%）	金額（百万円）	構成割合（%）
ローン事業	174,316	99.8	58,755	99.8
総合あっせん事業	351	0.2	116	0.2
合計	174,668	100.0	58,872	100.0

（注）上記事業の内容及び取扱高の範囲は次のとおりであります。

・ローン事業　　直接顧客に金銭を貸付ける取引であり、取扱高の範囲は顧客に対する融資額であります。
・総合あっせん事業 クレジットカードによる包括的審査に基づいた斡旋取引であり、取扱高の範囲はクレジット対象額であります。

イ．期末残高

事業別	前事業年度末（平成21年３月31日）		当事業年度末（平成22年３月31日）	
	残高（百万円）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
ローン事業	861,517	99.9	589,477	99.9
総合あっせん事業	465	0.1	312	0.1
合計	861,981	100.0	589,788	100.0

ウ．利用者数及び加盟店数

事業別	前事業年度末（平成21年３月31日）	当事業年度末（平成22年３月31日）
ローン事業（件）	1,480,683	1,078,517
総合あっせん事業（人）	275,684	251,436
加盟店数（店）	28,308	28,609

（注）１．上記事業の利用者数の範囲は次のとおりであります。

・ローン事業　　営業貸付金残高を有する口座数

・総合あっせん事業　「MasterCard®提携クレジットカード」及び「ハウスカード」の有効会員数

２．加盟店数は、取引店舗数であります。

d．営業貸付金の増減額及び残高

項目別	前事業年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	当事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
期首残高（百万円）	1,195,328	861,517
期中貸付額（百万円）	174,316	58,755
期中回収額（百万円）	296,271	194,100
期中譲渡額（百万円）	－	35,684
貸倒損失額（百万円）	144,331	57,144
利息返還額（元本毀損分）（百万円）	67,527	43,867
期末残高（百万円）	861,517	589,477
平均貸付金残高（百万円）	1,078,600	735,687

e．営業貸付金残高の内訳

ア．種類別営業貸付金残高

貸付種別	前事業年度末（平成21年３月31日）					当事業年度末（平成22年３月31日）				
	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	平均約定金利（%）	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	平均約定金利（%）
消費者向 無担保（住宅向を除く）	1,480,683	100.0	861,517	100.0	22.03	1,078,517	100.0	589,477	100.0	20.68
有担保（住宅向を除く）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
住宅向	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計	1,480,683	100.0	861,517	100.0	22.03	1,078,517	100.0	589,477	100.0	20.68
事業者向 計	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	1,480,683	100.0	861,517	100.0	22.03	1,078,517	100.0	589,477	100.0	20.68

（注）消費者向は個人への貸付であります。

イ．業種別営業貸付金残高

業種別	前事業年度末（平成21年３月31日）				当事業年度末（平成22年３月31日）			
	先数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	先数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
製造業	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	－	－	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売・小売業・飲食店	－	－	－	－	－	－	－	－
金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－
サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	1,473,610	100.0	861,517	100.0	1,074,008	100.0	589,477	100.0
その他	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	1,473,610	100.0	861,517	100.0	1,074,008	100.0	589,477	100.0

（注）１．先数とは、顧客別に名寄せした債務者数を記載しております。
２．個人の自営業者は、業種の如何にかかわらず「個人」に含めております。

ウ．職種別営業貸付金残高

職種別	前事業年度末（平成21年３月31日）				当事業年度末（平成22年３月31日）			
	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
事務・管理職	182,060	12.3	107,282	12.5	139,266	12.9	77,316	13.1
労務	607,382	41.0	358,614	41.6	434,729	40.3	240,550	40.8
専門・技術・保守	157,956	10.7	98,397	11.4	118,069	11.0	69,603	11.8
販売	182,295	12.3	100,622	11.7	129,105	12.0	66,846	11.3
営業	141,664	9.6	92,016	10.7	107,030	9.9	64,564	11.0
歩合・セールス	21	0.0	10	0.0	17	0.0	6	0.0
経営	171,858	11.6	92,915	10.8	126,063	11.7	63,623	10.8
その他	37,447	2.5	11,661	1.3	24,238	2.2	6,969	1.2
合計	1,480,683	100.0	861,517	100.0	1,078,517	100.0	589,477	100.0

エ．男女別・年令別営業貸付金残高

区分別	前事業年度末（平成21年３月31日）				当事業年度末（平成22年３月31日）			
	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
男性								
18～19歳	―	―	―	―	―	―	―	―
20～29歳	145,216	9.8	67,890	7.9	84,655	7.8	33,774	5.7
30～39歳	270,956	18.3	169,120	19.6	186,322	17.3	111,083	18.9
40～49歳	226,989	15.3	155,593	18.0	173,160	16.1	112,775	19.1
50～59歳	212,372	14.4	147,274	17.1	158,920	14.7	103,930	17.6
60歳以上	180,364	12.2	101,465	11.8	150,901	14.0	79,481	13.5
小計	1,035,897	70.0	641,342	74.4	753,958	69.9	441,044	74.8
女性								
18～19歳	―	―	―	―	―	―	―	―
20～29歳	59,693	4.0	23,011	2.7	34,979	3.2	11,243	1.9
30～39歳	99,328	6.7	50,796	5.9	69,386	6.4	33,439	5.7
40～49歳	82,445	5.6	43,775	5.1	61,062	5.7	30,164	5.1
50～59歳	93,020	6.3	50,690	5.9	68,012	6.3	34,079	5.8
60歳以上	110,300	7.4	51,902	6.0	91,120	8.5	39,507	6.7
小計	444,786	30.0	220,175	25.6	324,559	30.1	148,433	25.2
合計	1,480,683	100.0	861,517	100.0	1,078,517	100.0	589,477	100.0

オ．担保別営業貸付金残高

受入担保の種類	前事業年度末（平成21年３月31日）		当事業年度末（平成22年３月31日）	
	残高（百万円）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
有価証券	―	―	―	―
うち株式	―	―	―	―
債権	―	―	―	―
うち預金	―	―	―	―
商品	―	―	―	―
不動産	―	―	―	―
財団	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
計	―	―	―	―
保証	―	―	―	―
無担保	861,517	100.0	589,477	100.0
合計	861,517	100.0	589,477	100.0

カ．貸付金額別営業貸付金残高

金額別		前事業年度末（平成21年３月31日）				当事業年度末（平成22年３月31日）			
		件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
無担保ローン	10万円以下	155,686	10.5	8,322	1.0	124,760	11.6	6,555	1.1
	10万円超30万円以下	250,199	16.9	50,098	5.8	202,628	18.8	40,901	6.9
	30万円超50万円以下	352,270	23.8	145,882	16.9	243,664	22.6	98,189	16.7
	50万円超100万円以下	656,098	44.3	543,615	63.1	455,775	42.2	358,209	60.8
	100万円超	66,430	4.5	113,600	13.2	51,690	4.8	85,622	14.5
合計		1,480,683	100.0	861,517	100.0	1,078,517	100.0	589,477	100.0
１件当たり平均残高（千円）		582				547			

キ．期間別営業貸付金残高

期間別	前事業年度末（平成21年３月31日）				当事業年度末（平成22年３月31日）			
	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
リボルビング	1,475,916	99.7	860,819	99.9	1,075,692	99.7	589,075	99.9
１年以下	3,383	0.2	475	0.1	1,960	0.2	267	0.1
１年超５年以下	1,384	0.1	223	0.0	865	0.1	135	0.0
５年超10年以下	－	－	－	－	－	－	－	－
10年超15年以下	－	－	－	－	－	－	－	－
15年超20年以下	－	－	－	－	－	－	－	－
20年超25年以下	－	－	－	－	－	－	－	－
25年超	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	1,480,683	100.0	861,517	100.0	1,078,517	100.0	589,477	100.0
１件当たり平均期間	－年－か月				－年－か月			

（注）１．リボルビング方式による貸付金は、期間によらず、リボルビングの欄に計上しております。
２．１件当たり平均期間は、リボルビングが含まれるため算出しておりません。

ク．貸付利率別営業貸付金残高

利率別		前事業年度末（平成21年３月31日）				当事業年度末（平成22年３月31日）			
		件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
無担保ローン	年率29.20%	18,157	1.2	6,504	0.8	9,206	0.9	3,097	0.5
	年率27.375%	617,251	41.7	269,183	31.2	266,058	24.7	109,106	18.5
	年率25.55%	175,656	11.9	118,069	13.7	75,287	7.0	50,176	8.5
	年率23.36%	32,978	2.2	19,835	2.3	14,494	1.3	8,874	1.5
	年率21.535%	40,252	2.7	38,221	4.4	21,521	2.0	19,578	3.3
	年率18.25%	41,768	2.8	28,140	3.3	19,951	1.9	13,288	2.3
	年率18.00%	458,579	31.0	289,666	33.6	500,620	46.4	269,047	45.6
	年率17.00%	15,845	1.1	10,237	1.2	10,112	0.9	6,290	1.1
	年率15.00%	32,354	2.2	45,574	5.3	29,462	2.7	38,796	6.6
	年率13.943%	11,519	0.8	20,427	2.4	10,921	1.0	19,376	3.3
	その他	36,324	2.4	15,661	1.8	120,885	11.2	51,850	8.8
合計		1,480,683	100.0	861,517	100.0	1,078,517	100.0	589,477	100.0

ケ．商品別営業貸付金残高

商品別		前事業年度末（平成21年３月31日）				当事業年度末（平成22年３月31日）			
		件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
無担保ローン	包括契約型	1,475,916	99.7	860,819	99.9	1,075,692	99.7	589,075	99.9
	個別契約型	4,767	0.3	698	0.1	2,825	0.3	402	0.1
合計		1,480,683	100.0	861,517	100.0	1,078,517	100.0	589,477	100.0

コ．地区別営業貸付金残高

地区別		前事業年度末（平成21年３月31日）				当事業年度末（平成22年３月31日）			
		件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）	件数（件）	構成割合（%）	残高（百万円）	構成割合（%）
無担保ローン	北海道地区	83,053	5.6	46,615	5.4	59,124	5.5	29,677	5.0
	東北地区	125,115	8.4	72,523	8.4	88,833	8.3	46,463	7.9
	関東地区	618,455	41.8	361,638	42.0	450,077	41.7	261,543	44.4
	中部地区	193,694	13.1	113,292	13.2	143,747	13.3	75,636	12.8
	近畿地区	208,407	14.1	123,465	14.3	151,378	14.1	80,764	13.7
	中国地区	57,159	3.9	34,378	4.0	39,160	3.6	21,077	3.6
	四国地区	34,753	2.3	20,734	2.4	26,253	2.4	14,028	2.4
	九州地区	160,047	10.8	88,871	10.3	119,945	11.1	60,289	10.2
合計		1,480,683	100.0	861,517	100.0	1,078,517	100.0	589,477	100.0

（注）各地区の都道府県区分は、「⑥ ｂ．地区別営業貸付金利息」と同じ区分によっております。

サ．１営業店舗当たり及び従業員１人当たり営業貸付金残高

項目別	前事業年度末（平成21年３月31日）		当事業年度末（平成22年３月31日）	
	件数（件）	残高（百万円）	件数（件）	残高（百万円）
１営業店舗当たり営業貸付金残高	7,017	4,083	7,649	4,181
従業員１人当たり営業貸付金残高	775	451	731	400

（注）１．１営業店舗当たり営業貸付金残高は、$\frac{\text{期末営業貸付金残高}}{\text{期末営業店舗数}}$ により算出しております。

なお、期末営業店舗数は、平成21年３月期211店、平成22年３月期141店であり、無人店舗は含まれておりません。

２．従業員１人当たり営業貸付金残高は、$\frac{\text{期末営業貸付金残高}}{\text{期末従業員数}}$ により算出しております。

なお、期末従業員数は、営業に直接携わる期末従業員数であり、平成21年３月期1,910名、平成22年３月期1,475名であります。

⑦ 提出会社の資金調達内訳

借入先等		前事業年度末（平成21年３月31日）		当事業年度末（平成22年３月31日）	
		残高（百万円）	平均調達金利（%）	残高（百万円）	平均調達金利（%）
金融機関等からの借入		231,058	2.71	108,172	2.61
その他		158,567	2.88	134,937	3.65
	社債・ＣＰ	158,567	2.88	134,937	3.65
合計		389,625	2.78	243,109	3.19
自己資本		646,703	－	495,978	－
	資本金・出資額	30,478	－	30,478	－

（注）１．「自己資本」は、資産の合計額より負債の合計額及び配当金の予定額を控除し、引当金（特別法上の引当金を含む）の合計額を加えて算出しております。
２．当事業年度中に行った貸付債権の譲渡により得られた対価の合計額は14,500百万円であります。
３．平均調達金利は借入金等の残高に対するものであります。
４．社債の調達金利はスワップ後の金利を記載しております。

３【対処すべき課題】

(1) 現状の認識及び対処すべき課題の取組状況等

消費者金融業界は、貸金業法の完全施行による総量規制の導入、上限金利の引き下げ、さらに、利息返還請求の高止まりによる資金繰りの悪化など引き続き厳しい経営環境が続くものと思われます。

消費者金融市場が縮小し、業態間の垣根を越えた競争がさらに厳しくなるなか、当社は「手元流動性の確保」「利息返還請求への対応力の強化」及び「貸付金残高減少のなかでの利益確保」を経営の最重要課題と捉え、全社の総力を結集して次の施策を遂行し企業価値の最大化に努めてまいります。

① 手元流動性の確保

厳しい資金調達環境において、営業貸付債権や不動産等の資産の活用・譲渡による調達を図るとともに、キャッシュ・フローを最重要視した経営に努め、資金面における「出の削減」と「入りの促進」を徹底し、事業運営に必要な資金の確保に努めてまいります。

② 利息返還請求への対応力の強化

利息返還請求の高止まりの状況が続くなか、組織的対応力を強化するため管理組織を再編し、対応要員の育成とシステム化及び責任と権限の明確化を図り、利息返還請求の総コストの抑制に努めてまいります。

③ 貸付金残高減少のなかでの利益確保

利益の源泉である貸付金残高が減少するなか、国内に留まらず海外への展開も視野に入れ、M&Aや業務・資本提携等を模索し、新たな収益源を開拓してまいります。また、店舗の統廃合をさらに進めるとともに、業務効率の改善を常に追求し、徹底したコスト削減に努めてまいります。

上記施策の実現を通じて厳しい環境下においても利益の出せる強靭なビジネスモデルを構築し、より強固な経営基盤の確立を目指してまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針について

① 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量買付又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の株主の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を既に実施しております。これらの取組みは、上記①基本方針の実現にも資するものと考えております。

ａ.「中長期経営戦略」による企業価値ひいては株主共同の利益の向上への取組み

消費者金融業界は、上限金利の引き下げや総量規制の導入を含んだ改正貸金業法の完全施行が実施されるなか、利息返還請求の件数が高水準で推移し、かつてないほどの厳しい環境に置かれております。このような環境下において当社は、創業精神である真の「お客様第一主義」・「効率経営」を承継し、全社を挙げて企業価値ひいては株主共同の利益の向上に注力して行く所存であります。

具体的には、貸付金残高の減少とそれに伴う営業収益の減収が見込まれるなか、「債権の良質化」「組織のスリム化」によるクレジットコストの低減に努めるとともに、利息返還請求に備えた引当金を前倒しで計上し、安定的な利益確保に努めております。また、新規事業の開拓や海外も視野に入れた事業展開を図り収益源の多様化を推進してまいります。さらに、国内外におけるＩＲ活動をより一層充実させ、迅速かつ継続的なフェア・ディスクロージャー（公正な情報開示）を実施し、企業の透明性をさらに高めてまいります。

ｂ. 「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化」による企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のために不可欠な仕組みとして、従来より「コーポレート・ガバナンスの強化」を重要な課題に掲げ取り組んでおります。具体的な取組みとしては、次のような施策を実施しております。

ア．コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めることを経営の基本方針とし、その実現には企業倫理の確立とコーポレート・ガバナンスの充実が欠かせないと考えております。そのために、平成20年９月に新たに「武富士経営倫理憲章」を制定し、これを啓蒙することで企業倫理を確立し、経営の透明性、効率性、健全性を向上させ、コンプライアンスの徹底と迅速なディスクロージャーをなお一層強く推進しております。

イ．コーポレート・ガバナンス体制

当社は監査役会設置会社を選択し、株主総会の下に取締役会（取締役12名、うち社外取締役２名）と監査役会（監査役４名、うち社外監査役２名）を置くとともに、社外の有識者を招いてコンプライアンス委員会を設置しております。また、執行役員制度の導入及び常務会の設置等により、迅速かつ的確な意思決定と業務執行を行い、適正で効率的な経営を実現するための体制を構築しております。

内部監査を担当する検査部は、監査役と連携し当社全体における関連法令の遵守、個人情報の保護、その他内部管理に関する監査を定期及び臨時に実施し、必要に応じて改善のための指導・助言を行った上で、当該監査結果を取締役及び監査役に報告しております。

ｃ．当社は、中長期経営戦略を中心に据えて上記諸施策を実施してまいりましたが、今後も引き続きこれらの施策を中長期的な視座に立ち確実に実施していくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記①基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、平成18年10月25日開催の当社取締役会決議により「当社株券等の大量買付行為に関する対応策（以下、旧プランといいます。）」を導入し、平成19年６月28日開催の当社第40回定時株主総会においてご承認いただいておりました。旧プランの有効期間は平成22年６月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっておりましたので、平成22年６月29日開催の当社第43回定時株主総会におきまして旧プランの一部を変更し「当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、本プランといいます。）」として継続することについてご承認をいただいております。

ａ．本プランの概要

ア．手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上の買付等を行おうとする者（以下、買付者等といいます。）が現れた場合に、当該買付等に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するための必要な情報や時間を確保すること、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案し株主の皆様が検討すること等の機会を確保するための必要な手続きを定めております。また、買付者等は、本プランに係る手続きが開始された場合には、当社取締役会において本プランを発動しない旨の決議がなされるまでの間、当該買付等を行ってはならないものとされています。

イ．新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の大量買付を行う場合、又は当該買付者等による買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損させる恐れがあると認められる場合（その要件の詳細については下記ｂ．「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、本新株予約権といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

ウ．本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、その行使又は当社による本新株予約権の取得に伴って、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

エ．本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に基づき、(ⅰ)当社社外取締役、(ⅱ)当社社外監査役又は(ⅲ)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、適宜株主の皆様に対して情報の開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

オ．株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の設置に加え、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

b．本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

ア．本プランに定める手続きを遵守しない買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

イ．下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

ⅰ 株式等を買い占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

ⅱ 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

ⅲ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

ⅳ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

ウ．強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要する恐れのある買付等である場合

エ．買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の後における当社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者の対応方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合

オ．当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主の皆様、お客様、地域社会又は従業員などのステークホルダーとの関係その他当社の企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な恐れをもたらす買付等である場合

c．本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成25年６月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとしております。

d．本プランの廃止及び修正・変更等

本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更等がなされた場合には、当該廃止又は修正・変更等の事実及び（修正・変更等の場合には）修正・変更等の内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

④ 上記③の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

a．買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

ｂ．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

ｃ．株主意思を重視するものであること

当社は、平成22年６月29日開催の第43回定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆様のご意思をご確認させていただいております。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長は、株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

また、当社取締役は当社の定款におきまして、その任期は１年と定められております。従いまして、当社は、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じましても、本プランに関する株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

ｄ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランでは、当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの判断を客観的な立場から行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

ｅ．合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ｆ．第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされております。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

ｇ．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記③ｄ.「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を１年と定めているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4【事業等のリスク】

当社グループの事業上のリスクについて、業績、株価及び財務状況等に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいる所存であります。

本項におきましては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 法的規制等について

① 貸金業法関連

当社は、主要業務である消費者金融業務を営むために、「貸金業法」で定める貸金業者の登録を受けており、消費者金融事業全般にわたり当該法律が義務付けている諸規制の遵守を要請されております。諸規制として、「過剰貸付け等の禁止」「貸付条件等の掲示」「貸付条件の広告等」「誇大広告の禁止等」「契約締結時の書面の交付」「受取証書の交付」「帳簿の備付け」「特定公正証書に係る制限」「取立て行為の規制」「債権証書の返還」「標識の掲示」「債権譲渡等の規制」があります。また、この貸金業法の執行にあたって、「貸金業者向けの総合的な監督指針」や「日本貸金業協会における貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則」にも留意して業務を行う必要があります。

当社グループにおいては、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、その充実のために組織体制の見直し、社員教育、自浄作用の効いた態勢の構築など、実効性の高いコンプライアンス態勢の確立を図っております。しかしながら、当社グループが貸金業法に違反した場合は、行政処分や罰則を受けるとともに、当社グループの財政状態及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

なお、貸金業法については、平成18年12月20日の「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」公布後、第１条施行から第４条施行までの４段階に分けて順次施行されることとなっており、第１条施行の無登録営業の罰則の引き上げ（ヤミ金融対策の強化）については公布から１か月後の平成19年１月20日に施行されました。

続いて、第２条施行は公布から１年後の平成19年12月19日に施行され、法律の名称が「貸金業規制法」から「貸金業法」へ変更になるとともに、「業務改善命令の創設をはじめとする行政処分の強化」「勧誘規制の強化」「取立て行為規制の強化」「禁止行為の強化」「新貸金業協会の設立と自主規制規則の制定」「帳簿閲覧に応じる義務」等の規制が定められました。

特に、「業務改善命令」については、「貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命じることができる」とされており、これまでにもあった業務停止処分よりも機動的に発出される可能性があります。また、新貸金業協会（日本貸金業協会）は強力な自主規制機関となり、自主規制規則の実効性を高めるため、協会員に対する調査・監査権限並びに強い制裁権限が付与されています。なお、当社は平成20年５月16日に帳簿の備付け及び受取証書の交付等に関して、関東財務局より貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の６の３の規定に基づく業務改善命令を受けております。

また、平成20年６月19日の第３条施行では、「信用情報機関の整備」「新貸金業務取扱主任者制度の創設」等が実施されました。

そして、平成22年６月18日の第４条施行では、「上限金利の引き下げ」、「総量規制の導入」（下記②「貸付金利の規制及び総量規制に伴うリスク」で後述）等の規制が定められました。

上記改正に伴い新規獲得件数、営業貸付金及び営業収益に大きな影響を及ぼす可能性があります。

② 貸付金利の規制及び総量規制に伴うリスク

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下「出資法」といいます。）では、貸付上限金利は29.2%とされておりました。一方利息制限法では、元本が10万円未満の場合は年20%、10万円以上100万円未満の場合は年18%、100万円以上の場合は年15%を超過した消費貸借上の利息の契約はその超過部分につき、旧貸金業規制法第43条で定められている所定の要件を満たした場合のみ、有効な利息の債務の弁済とみなすとされておりました。

しかしながら、平成18年の第165回臨時国会において「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決され、平成22年６月18日の貸金業法の完全施行により、出資法の上限金利が利息制限法の金利と同水準まで引き下げられ、年20%を超える利息の契約の締結が禁止されました。また、同時に導入された「総量規制」では、借入残高が年収の３分の１を超える場合には返済能力を超えるものと認められ、原則として新たな貸付けが制限されております。

当社では、法令遵守の観点から従来より、貸金業法の完全施行を見据え上記の「上限金利の引き下げ」及び「総量規制の導入」を前倒しで実施してまいりましたが、これにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 金融商品取引法（内部統制構築等）の影響

平成18年６月７日に「証券取引法等の一部を改正する法律案」（法律の題名は「金融商品取引法」に変更）が可決、成立し、６月14日に公布されました。本改正法は、財務報告の信頼性を確保するため、上場会社に対して事業年度毎に財務報告に関する内部統制の有効性を評価する「内部統制報告書」の提出及び本報告書についての外部監査人による監査証明を要求しております。本制度は平成20年４月１日から始まる事業年度より適用され、平成21年３月期決算から本報告書の提出が制度化されております。

外部監査人による内部統制監査の結果、当社グループ内の内部統制の欠陥等のため監査意見に限定が付された場合、市場等からの当社グループに対する評価、企業イメージの低下等により当社グループの業績に影響を及ぼす場合があります。それに加え内部統制の再構築に対する追加コストが発生する可能性があります。

④ 個人情報保護法の影響

平成17年４月１日から、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」が全面施行され、当社においても、「個人情報保護法」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に基づき社内規程を定め、運用をしております。しかしながら当社グループにおいても漏洩事件が発生した場合、二次被害等発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への連絡、当局への報告及び公表を行う必要があり、社会的信用問題、個人への賠償問題、また業務面での処分問題といったリスクが発生する可能性があります。

⑤ その他事業関連法令による影響

当社は総合斡旋事業について特定商取引に関する法律及び割賦販売法の適用を受けており、これにより各種の業務規制（取引条件の表示、書面の交付、帳簿の備付け、支払い能力を超える購入の防止等）を受けております。特に信用購入あっせん業者に対する抗弁に関連し、顧客が指定商品又は指定権利につき販売業者に対し抗弁を有する場合、それをもって信用購入あっせん業者への支払いを停止し又は支払いを免れることが可能となる場合がありえます。このような事態が多数生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、その他にも当社の事業は民事再生法、破産法、司法書士法、特定調停法等事業に関連する様々な法令の影響を受けておりますが、当該法の改正、また新法の施行内容等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 利息返還請求に伴うリスク

当社の貸付金利には、利息制限法第１条１項に定められた利息の限度を超過する部分があります。

従前の債権が利息返還請求事案となった場合、抗弁が極めて困難な状態となりましたが、現在の利息返還請求事案の動向につきましては、ほぼ横ばいで推移しております。

(3) 資金調達及び調達金利について

① 格付けの引き下げに伴うリスク

当社の当連結会計年度末現在における格付けは、ムーディーズ社においては平成22年３月25日にCaa１からCaa２へ引き下げられ、スタンダード＆プアーズ社においては社債の交換募集に伴い一時的にSDへ引き下げられたものの平成22年12月16日にCCC-へ引き上げられた結果となっておりますが、それぞれ当該格下げにより影響を受ける債務はありません。

株式会社ブルキャピトル（第５「経理の状況」（開示対象特別目的会社関係）をご参照下さい。）との間で平成17年７月に開始した真正譲渡借入585億30百万円（平成22年３月末時点）につきましては、当第１四半期におけるスタンダード＆プアーズ社によるBBB-からBB+への格下げなどにより、早期返済条項等への抵触が発生しておりましたが、その後契約条件の変更等に関する協議を重ね一定の合意に至っております。

また、その他の債務に格付けによる条件が付されているものはありません。今後、格付けの引き下げがあった場合には、当社の資金調達に影響を及ぼす可能性があります。

② 資金調達の財務制限条項について

当社の借入及び社債債務による資金調達にあたっては、一定の財務制限条項が付されているものもあり、期限の利益を喪失した場合、一括返済することとなっております。

③ 調達金利の変動に伴うリスク

調達金利は市場環境その他の要因により変動することがあり、調達金利の上昇は機動的な調達が困難になるほか、金融費用が増加することにより、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、貸金業法の完全施行に伴い貸付上限金利が20%となったことにより、影響を及ぼす可能性があります。

(4) 多重債務者問題について

自己破産、個人版民事再生、特定調停、弁護士等による債務整理、不当利得返還請求事件等の回収不能債権、長期延滞債権が増加し、貸倒費用が増加した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす場合があります。

(5) 業績の推移について

当社グループは、経営の効率化のため無人契約機「￥ｅｎむすび」及びＡＴＭを設置したほか、インターネットやフリーコールセンターなど非対面チャネルの充実を図り、顧客の利便性向上を図ってまいりました。

しかしながら、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機が実体経済に波及し、雇用環境の悪化や所得の減少など、消費者を取り巻く環境が急速に悪化しています。これらの消費者を取り巻く環境の悪化は、当社グループの業績にも重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当業界においては利息返還費用、当費用に関する引当金の計上基準の厳格化により、当社グループを取り巻く経営環境は一段と厳しい局面に入っていくものと思われます。

顧客数及び営業貸付金の状況、貸倒費用、利息返還費用の状況等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

① 景気変動に係るリスク

当連結会計年度におけるわが国の景気は、世界的な金融危機の影響で底ばいの状況が続いています。外需及び内需の低迷により企業収益が悪化しており、企業の大型倒産や雇用環境の悪化、所得の減少など消費者を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いております。

② 貸倒れの増加リスク

以前より個人の破産件数が消費者金融業界の貸倒件数に影響すると考えられていますが、最高裁判所の調べによる個人の自己破産件数は、平成15年の約24万２千件をピークに、平成16年は約21万１千件、平成17年は約18万４千件、平成18年は約16万６千件、平成19年は約14万８千件、平成20年は約12万９千件、平成21年は約12万６千件と年々減少傾向にあります。しかし、この理由としては、任意整理による利息返還請求や個人再生手続き等の債務整理手続きの利用が増えたことがあげられ、単純に貸倒れの減少に結びつくとは推測しがたい状況です。

現在、国内の企業業績の悪化が家計に重大な影響を及ぼしております。この結果、今後支払困難による貸倒れが増加し、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

③ マーケット競合に係るリスク

平成18年12月に成立した貸金業法により、平成22年６月18日に出資法の上限金利が利息制限法の水準まで引き下げられたほか、いわゆる総量規制が導入されました。これにより従来の顧客への貸付金利帯による「住み分け」体制から、銀行系、クレジットカード・信販系と同一金利帯での競争となり、顧客獲得競争は益々激化することが考えられます。その結果、消費者金融専業のみならず、銀行系やクレジットカード・信販系などの競合他社の動向によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 事業の集中によるリスク

当社グループは、営業収益の大部分を消費者金融業に依存しており、連結営業収益に占める割合は、約97.6%に達します。消費者金融業に関し、今後の法改正、会計基準の変更、その他の要因により営業収益が大幅に減少した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 情報ネットワークシステム、インターネットサービス等又は技術的システムに生ずる混乱、故障

① 災害関連

当社グループのコンピューターシステムは、地震対策として震度７に対応した耐震工事を実施済みですが、災害時に別の場所に設置してあるシステムで業務を継続する、いわゆるバックアップセンターは保有しておりません。

従いまして、東海大地震が発生したとしても（関東地方での震度は５程度）、コンピューターシステムには大きな影響は無いと考えておりますが、火災等当社の建屋に大きな損傷を被る被害が発生した場合、コンピューターシステムが停止する可能性があります。その場合、約２～３か月の間、通常と異なる業務運用となり、業務のサービスレベルが大きく低下する可能性があります。

② 情報漏洩

当社グループの顧客情報は、大型コンピューターで一元管理をしており、これに対する操作権限は必要なときに都度付与します。また、この権限付与については事前申請・承認を必要とし、アクセス結果に対して別の人物による正当な操作かどうかの監査を日々実施しております。

また、外部記録媒体への出力もパソコン等から使用できないようにしており、個人での持ち込み・装着、外部記録媒体への記録も監査をしております。インターネットによるメールの送受信についても、全て監査を行っております。

従いまして、顧客情報が外部に漏洩するリスクは極めて低いと考えておりますが、もし何らかの原因で顧客情報が外部に漏洩した場合、その社会的責任及び会社としての信用力の失墜から、会社の業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

③ コンピューターウィルス等による被害

コンピューターウィルスによる被害を抑止するため、当社グループは定期的かつ必要時には都度、ウィルス対策用ソフトを取り込み・更新する事により防備をしております。ハッカーに対しても、脆弱性の検査を専門の業者に定期的に委託しており、その検査結果に基づく指摘事項について都度対策を行っております。しかし、ウィルス対策ソフトは、一般的に新種のウィルスが検出された後に対策用ソフトが配布されるのが通常のケースとなります。また、ハッカーについても指摘後の対策となります。従いまして、それらの対策前に被害を被る可能性があります。

その場合でも、基幹系のシステムが汚染される恐れはありませんが、インターネット関連の業務及び一般事務用パソコンが汚染されて本社管理部門の業務に支障をきたす可能性があります。

④ 偽造カード等による被害

クレジットカード、キャッシュカードの情報をスキミング等の方法により不正に取得し、偽造カードを作成・使用する犯罪が増加しております。

当社は、平成14年10月のクレジット業務開始とともに、クレジットカードのＩＣ化を行ってまいりました。加えて、領収書へのクレジットカード番号表示を一部のみとする等の対策を施しております。また、当社から発信する全てのメールに電子証明書を添付する等、フィッシング詐欺に対する被害防止策も実施してまいりました。その他、消費者金融業界では初めてとなる情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である英国規格の「ＢＳ7799-2:2002」と日本国内の標準規格である「ＩＳＭＳ認証基準（Ver.２.０）」の認証を平成17年３月15日付で取得しました。引き続き平成18年４月５日付で平成17年10月に制定された国際規格「ＩＳＯ／ＩＥＣ27001:2005」、及び「ＪＩＳＱ27001:2006」認証へ移行取得いたしました。また取得後、３年毎に義務付けられている更新審査も平成20年２月28日付で合格いたしました。

しかし、これらの対策にも係らず、当社の与信管理システムを経由しない取引や暗証番号を不正に詐取した取引等において、不正使用による被害が発生する可能性があります。

(7) 資産リスク

① 為替変動に伴うリスク

当社グループのうち国内会社において、平成22年３月末現在、２百万米ドルの外貨預金の他、外貨建の資産を有しております。最近の円高傾向で当連結会計年度は９億95百万円の為替差損を計上しております。今後も為替レートの変動により多額の為替差損益が生じる可能性があります。

② ベンチャー投資リスク

当社グループは、直接間接的にベンチャー企業への投資を行っており、平成22年３月末現在の投資残高は、投資有価証券16億48百万円となっております。これらの投資については、その性格上、将来投資先企業が株式公開することとなれば高い収益が見込まれる反面、経営が行き詰まり破綻した場合には無価値となり損失が生じる可能性があります。

(8) 重要な訴訟事件等の発生に係るもの

平成22年３月末現在、当社が被告となっている訴訟係争案件は28件あります。その内訳としては、退職した元社員から、在職中の未払賃金等の支払請求に関するものが１件、損害賠償請求に関するものが１件、地方自治体等からの取立て訴訟が26件となっております。

これらの係争案件については、訴訟代理人弁護士と協議の上、適切な対応を図る所存ですが、今後も同様の提訴がなされ、多額の賠償額が生じる可能性があります。

また、このような訴訟がマスコミに報道されることにより、当社グループを取り巻く一般消費者、投資家、金融機関等の様々な利害関係者に不安を与え新規顧客の獲得、株価形成、資金借入等に悪い影響を及ぼす可能性があります。

(9) 重要事象等

当社グループは、従来、金融機関からの借入れ、社債の発行及び営業貸付金の証券化による借入れなど、多様かつ機動的な調達手段により資金調達を実施してまいりました。しかし、米国におけるサブプライムローン問題やリーマンショック等により一層深刻となった金融情勢のなか、高水準で推移する利息返還請求に対応した資金需要を抱え、平成22年６月18日に施行された改正貸金業法によるいわゆる総量規制の影響も懸念材料となり、これらを背景とした格付けの引き下げと、その引き下げによる一部借入金の早期返済事由への抵触もあり、当社グループを取り巻く資金調達環境は厳しさを増してきております。

このような状況を踏まえ、資金繰りの改善に向け様々な資金調達手段を検討した結果として、当連結会計年度においては、転換社債型新株予約権付社債の繰上償還請求に備えた社債の交換募集を実施したほか、保有する上場有価証券の売却及び営業貸付金に含まれる条件緩和債権の一部譲渡も実施いたしましたが、長引く景気低迷や業界の今後に対する不透明感に加え、高水準で推移する利息返還請求、更なる格付けの引き下げなどもあり、新たな資金調達が極めて厳しい状況が継続しております。

このような状況から、現時点で当社グループにかかる継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表の作成にあたっては、貸倒引当金、利息返還損失引当金、退職給付引当金等の計上について見積り計算を行っており、その概要については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度におけるわが国経済は、一昨年から続く世界的な金融不況のなか、回復の兆しが見えつつも、厳しい雇用・所得環境のもとで消費が低迷するなど景気回復の動きは緩慢となり、依然として厳しい状況にありました。

消費者金融業界におきましては、総量規制や上限金利の引き下げを盛り込んだ貸金業法の完全施行を迎え、各社収益の確保の施策を模索しつつ、資金調達の環境においても厳しい状況にあり、倒産・廃業の勢いが衰えないなど引き続き予断を許さない状態が続いております。

このような情勢のもと、当社グループは、前年度に策定した「中期経営計画」の初年度として、安定的な利益確保、内部留保の充実を実現させるべく「債権良質化の推進」・「組織の改編」等に取り組んでまいりましたが、高水準で推移する利息返還請求や貸金業法完全施行後の影響の不透明さを背景として格付けが引き下げられ、手元流動性確保の重要性が増してまいりました。そのため、貸金業法完全施行に対応した厳格な与信基準を前倒しで導入し、貸付金の抑制によるキャッシュ・フローの改善、並びに貸付債権等の資産譲渡による資金調達を図り、堅実な業務運営に努めてまいりました。

また、創業理念である「お客様第一主義」を徹底し、お客様に安心してご利用いただけるサービスの提供に努め、その一環として「benecere（ベネシア）」ブランドにて展開している商品のひとつ「benecere ブラック」に年率6.5%の新金利商品を設定し、より一層魅力的なカードブランドの展開を目指してまいりました。また、株式会社イオン銀行とのＡＴＭ利用に関する提携により、同行のＡＴＭでの出金（融資）、入金（返済）が可能となりお客様の利便性の更なる向上にも努めてまいりました。

さらに、貸金業法の完全施行により、お客様へのサービスの提供にあたり法令の厳格な理解と解釈が重要となることから、国家資格となった貸金業務取扱主任者資格試験に全社を挙げて取り組んだ結果、1,300人以上の合格者を出し、コンプライアンス態勢をより一層強化することができました。

以上の結果、当連結会計年度末の営業貸付金残高は、経営環境を考慮した与信基準の厳格化及び条件緩和債権の譲渡などにより前連結会計年度末比31.6%減の5,894億77百万円となりました。これにより、当連結会計年度における営業収益は前連結会計年度比35.5%減の1,202億66百万円となりました。営業利益については、利息返還請求への対応を全額利息返還損失引当金の取崩しにより対処したこともあり333億60百万円（前連結会計年度は2,106億12百万円の営業損失）となり、経常利益は331億80百万円（同2,146億69百万円の経常損失）となりましたが、特別損失において、営業貸付金の譲渡による損失発生見込額として債権売却損失引当金繰入額112億76百万円及び不動産の譲渡に基づく減損損失106億１百万円を計上したことなどにより、当期純利益は45億77百万円（同2,561億37百万円の当期純損失）となりました。

(3) 財政状態について

当連結会計年度末の資産につきましては、営業貸付金の減少(2,720億40百万円)、現先運用にかかる短期貸付金の減少(300億３百万円)、及び減損処理等に伴う土地の減少(94億34百万円)等により、総資産が前連結会計年度末に比べ2,715億33百万円減少し、6,869億31百万円(前連結会計年度末比28.3%減)となりました。

負債につきましては、営業貸付金の譲渡に伴う債権売却損失引当金を計上(112億76百万円)したものの、利息返還請求への対応による利息返還損失引当金の減少(1,304億４百万円)、長期借入金の減少(1,155億41百万円)、転換社債型新株予約権付社債の減少(276億円)等により前連結会計年度末に比べ2,725億５百万円減少し、5,363億11百万円(前連結会計年度末比33.7%減)となりました。

純資産につきましては、その他有価証券評価差額金が△19億43百万円から△９億45百万円へと９億98百万円増加したこと等により、前連結会計年度末に比べ９億72百万円増加し、1,506億20百万円(前連結会計年度末比0.6%増)となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ375億１百万円減少し、603億61百万円となりました。

営業活動の結果得られた資金は1,090億５百万円（前連結会計年度は1,500億20百万円）となりました。これは、主力事業である消費者金融業の営業貸付金貸付額が587億46百万円（同1,742億97百万円）となったこと及び営業貸付金回収額が1,941億円（同2,962億71百万円）となったこと等によるものであります。

投資活動の結果得られた資金は56億72百万円（前連結会計年度は21億10百万円の支出）となりました。これは、有形・無形固定資産の取得による支出18億96百万円（同37億17百万円）及び投資有価証券の売却による収入62億10百万円（同14億99百万円）等によるものであります。

財務活動により使用した資金は1,510億96百万円（前連結会計年度は2,031億93百万円）となりました。これは、長期借入金の返済による支出1,267億30百万円（同1,773億６百万円）、社債（新株予約権付社債含む）の償還による支出196億46百万円（同824億円）及び配当金の支払額47億20百万円（同164億61百万円）によるものであります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現状の環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案できるよう努めておりますが、消費者金融業界におきましては貸金業法の完全施行に伴う市場のさらなる縮小、利息返還請求の高止まり及び資金調達環境の悪化等、引き続き厳しい経営環境が続くものと思われます。

このような環境下、当社グループにおきましても資金調達環境は厳しさを増してきておりますが、ノンバンクの社会的使命である健全な資金需要者のニーズに適正・適法にお応えするため、経営資源を効果的に活用し、手元流動性の確保に努めるとともに、中期経営計画の骨子である債権の良質化、組織の改編、及び利息返還請求への対応を推進しております。また、社会の状況を鑑み、適切な与信基準の機動的見直しを実行することにより、より質の高いサービス提供で既存顧客とのリレーションを強めるとともに、新規顧客獲得のためベネシアブランドを中心として多様な商品・サービスの提供に努め、お客様第一主義という原点に立ち戻り、リテール金融業界における地位固めを進めております。

リテール金融業態間の差異が縮小していくなか、当社グループはプリンシプルに則り、コンプライアンスを最重要課題としつつ、新規事業への積極的取り組み等多様な戦略的経営施策の展開により、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループには、「4 事業等のリスク (9) 重要事象等」に記載のとおり継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当該状況を解消すべく、次のとおり対処してまいります。

① 必要資金の確保と資金繰りの安定化

厳しい資金調達環境は当面続くものと考えられることから、当社グループが保有する不動産及び営業貸付金の譲渡などにより、当面の事業運営に必要な資金を確保するとともに、既存の社債に対する負担軽減策の実施及び新たな調達手段確保のための戦略的業務提携の検討など、資金繰り全体の安定化に努めてまいります。

② 経営の更なる効率化

店舗統廃合などの計画的かつ継続的に実施してきた効率化施策を更に進めるとともに、各種支出に係わる契約内容の見直しによるコスト削減に努めるなど一層の経営効率化にも努めてまいります。

なお、「第5 経理の状況 重要な後発事象」に記載のとおり、前記必要資金の確保と資金繰りの安定化に向けた取り組みのうち、当面の資金需要のピークとなった平成22年6月の2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債にかかる繰上償還などに対応した資金手当てについては、当社及び連結子会社である株式会社ティデーエス保有の土地建物の中から譲渡対象物件を選定したうえで、主に入札方式により実施したほか、営業貸付金の譲渡につきましても、必要に応じて入札方式を採用するなど、譲渡価格の最大化を図って実施いたしました。

今後も、資金繰り全体の安定化に向けた各種取り組みはもとより、経営の更なる効率化に向けた諸施策を確実に実行することで、継続企業の前提に関する疑義は解消できるものと判断しております。

しかし、依然として厳しい経済情勢に加え、改正貸金業法の影響などもあり、当社グループを取り巻く資金調達環境が好転することに不透明性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当連結会計年度は新オンライン・システムの構築並びに顧客の利便性の向上及び業務の効率化等を図るために以下の設備を中心に、総額で2,388百万円の設備投資を行いました。その所要資金は自己資金を充当しております。

１．ソフトウェア開発
２．情報処理機器の整備
３．店舗網の改編

なお、設備投資の金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産及び敷金・保証金を含めております。

２【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成22年３月31日現在

事業所名 （所在地）	事業部門	設備の内容	帳簿価額（単位：百万円）				合計	従業員数 （人）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地 （面積㎡）	その他		
本社 （東京都新宿区）	消費者金融業	本社施設	2,393	6	9,135 (2,307)	464	11,998	971 [303]
神田支店 （東京都千代田区） 他全国計814箇所	消費者金融業	営業店舗・支社・管理センター	517	―	― (―)	1,876	2,394	1,132 [216]
八重洲ビル （東京都中央区） 他賃貸物件計15箇所	不動産業	賃貸物件	890	―	6,307 (7,385)	1	7,199	―
大阪研修センター （兵庫県西宮市） 他計９箇所	消費者金融業	研修施設・社宅・寮	217	―	1,070 (5,377)	3	1,291	―

(2) 国内子会社

平成22年３月31日現在

会社名 （所在地）	事業部門	設備の内容	帳簿価額（単位：百万円）				合計	従業員数 （人）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地 （面積㎡）	その他		
㈱テイクワン （山梨県都留市）	ゴルフ場経営	ゴルフ場施設	192	47	398 (1,534,665)	253	890	20 [9]
㈱ティデーエス （京都府京都市下京区）	不動産業	駐車場施設	0	―	8,021 (16,911)	1	8,022	1 [5]

（注）１．帳簿価額のうち提出会社の「その他」は、器具及び備品であります。また、国内子会社の「その他」は器具及び備品とコース勘定の合計であります。
２．建物には、附属設備を含んでおります。
３．提出会社の営業店舗・支社・管理センターのうち、13箇所を除き建物は賃借しております。
４．提出会社の金額には、消費税等が含まれており、上記記載の子会社には、含まれておりません。
５．従業員数の［ ］は、常用パート数の年間の平均人員を外書しております。

３【設備の新設、除却等の計画】

平成22年４月１日から平成23年３月31日までにおける重要な設備の新設、除却等の予定は、次のとおりであります。

(1) 新設等

区分	店舗数（店）	必要性	予算金額（百万円）	既支払額（百万円）	今後の所要資金（百万円）
システム関連	―	業務効率向上等の為	2,012	―	2,012
器具備品	―	業務効率向上等の為	1,133	―	1,133
営業店舗新設・移設	68	業務効率向上等の為	36	―	36
合計	68	―	3,180	―	3,180

（注）１．今後の所有資金3,180百万円は、自己資金をもって充当する予定であります。なお、予算金額には、有形固定資産のほか、無形固定資産を含めております。
２．上記の金額には消費税等が含まれております。

(2) 売却

会社名	設備の内容	期末帳簿価額（百万円）	売却予定時期	売却による減少能力
提出会社	賃貸物件・遊休資産等	9,207	平成22年	―
㈱ティデーエス	賃貸物件	7,807	平成22年	―
合計	―	17,014	―	―

営業店舗以外の土地・建物については、投資効率も十分勘案して、取得、売却等を検討する予定であります。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	430,000,000
計	430,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年３月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年６月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	144,295,200	144,295,200	東京証券取引所 （市場第一部） ロンドン証券取引所	単元株式数は10株であります。
計	144,295,200	144,295,200	―	―

(2)【新株予約権等の状況】

① 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年11月８日取締役会決議

	事業年度末現在 （平成22年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年５月31日）
新株予約権の数（個）（注）１	40,890	39,780
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）２	408,900	397,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）３	2,825	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年11月９日 至 平成23年11月８日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,342 資本組入額 1,671	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は10株であります。

２．本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てます。
ただし、かかる調整は本新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

３．本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えます。

４．本新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

①本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の行使時まで継続して当社の取締役、監査役、使用人又はこれに準ずる地位にあることを要します。

②本新株予約権者が上記①の地位を失った場合でも、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合には、本新株予約権の行使期間の範囲内で、行使期間の開始の日又は地位喪失の日のいずれか遅い時点から６か月が経過する日までに限り、本新株予約権を行使することができます。

③本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権者が死亡時において上記①の要件を満たしていた場合は、行使期間の開始の日又は死亡の日のいずれか遅い時点から６か月が経過する日までに限り、また本新株予約権者が上記②に基づき本新株予約権を行使することができた場合はその期間に限り、本新株予約権を行使することができます。

④本新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。

⑤その他の本新株予約権の行使に関する条件については、当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

５．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以上総称して以下「組織再編成行為」といいます。）を行う場合、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号イからホまでに定める株式会社（以下「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を交付する旨を組織再編成行為時に定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの契約書又は計画書等に定めた条件に基づき、再編成対象会社の新株予約権を交付します。

平成20年７月18日取締役会決議

	事業年度末現在 （平成22年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年５月31日）
新株予約権の数（個）（注）１	2,490	2,490
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）２	24,900	24,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）３	1,507	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年８月13日 至 平成24年８月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,846 資本組入額 923	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は10株であります。

２．本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てます。

ただし、かかる調整は本新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

３．本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{新規発行株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数}+\text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えます。

４．本新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

①本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の行使時まで継続して当社の取締役又はこれに準ずる地位にあることを要します。

②本新株予約権者が上記①の地位を失った場合でも、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合には、本新株予約権の行使期間の範囲内で、行使期間の開始の日又は地位喪失の日のいずれか遅い時点から６か月が経過する日までに限り、本新株予約権を行使することができます。

③本新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権者が死亡時において上記①の要件を満たしていた場合は、行使期間の開始の日又は死亡の日のいずれか遅い時点から６か月が経過する日までに限り、また本新株予約権者が上記②に基づき本新株予約権を行使することができた場合はその期間に限り、本新株予約権を行使することができます。

④その他の本新株予約権の行使に関する条件については、当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めております。

５．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使時の払込金額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後行使価額に前記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとします。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

② 会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成20年５月23日取締役会決議

	事業年度末現在 （平成22年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成22年５月31日）
新株予約権付社債の残高（百万円）	42,400	41,400
新株予約権の数（個）（注）１	848	828
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）２	18,027,210	17,602,040
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）３	2,352	同左
新株予約権の行使期間（注）４	自 平成20年７月３日 至 平成30年６月５日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,352 資本組入 1,176	同左
新株予約権の行使の条件	（注）５	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）６	同左
代用払込みに関する事項	新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とします。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）７	同左

（注）１．代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいいます。以下同じ。）を発行した場合は、828個と代替新株予約権付社債券に係る社債の額面金額合計額を5,000万円で除した個数との合計数となります。

２．新株予約権の目的となる株式の数は、本社債の額面金額の総額を新株予約権の行使時の払込金額で除した数（１株未満の端数は切り捨てます。）とします。よって、下記３．記載の調整が行われた場合には新株予約権の目的となる株式の数も変動します。

３．新株予約権の行使時の払込金額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除きます。）の総数をいいます。

$$\text{調整後払込金額}=\text{調整前払込金額}\times\frac{\text{既発行株式数}+\dfrac{\text{発行又は処分株式数}\times\text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数}+\text{発行又は処分株式数}}$$

また、払込金額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含みます。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

４．新株予約権の行使期間は、平成20年７月３日から平成30年６月５日まで（行使請求受付場所現地時間）とします。ただし、①本社債の繰上償還（本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還を除きます。）の場合、償還日の東京における５営業日前の日まで、②本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還の場合、償還通知書が本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却又は消却のため子会社が当社に交付した場合、当社が本社債を消却した時又は交付された時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合、期限の利益の喪失時までとします。上記いずれの場合も、平成30年６月５日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできません。

上記にかかわらず、当社が平成27年６月19日以降、本新株予約権付社債権者に対して残存する本新株予約権付社債の全部を取得する旨の通知（以下「取得通知」といいます。）を交付した場合、当社が本新株予約権付社債権者に対して取得通知を交付した日（当日を含みます。）から取得日（当日を含みます。）までの間は、本新株予約権を行使することはできません。また、本新株予約権付社債の要項に従って当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、それらの効力発生日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできません。

５．新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

①本新株予約権の一部行使はできません。

②平成29年６月20日まで（当日を含みません。）は、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120％を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間（平成29年４月１日に開始する四半期については、同日から同年６月19日までの期間）において、本新株予約権を行使することができます。平成29年６月20日以降、本新株予約権付社債権者は、同日以降のいずれかの取引日において当社普通株式の終値が当該取引日に適用のある転換価額の120％を超えた場合、以後いつでも本新株予約権を行使することができます。ただし、本②記載の本新株予約権の行使の条件は、以下の期間は適用されません。

ａ．ア．スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズもしくはその承継格付機関（以下「S&P」といいます。）による当社の長期債務格付（存在しない場合、当社の発行体格付）もしくは本新株予約権付社債の格付（格付がなされた場合に限ります。以下同じ。）がBB＋以下であり、かつムーディーズ・インベスターズ・サービシズ・インクもしくはその承継格付機関（以下「ムーディーズ」といいます。）による当社の長期債務格付（存在しない場合、当社の発行体格付）もしくは本新株予約権付社債の格付がBa1以下である期間、イ．S&Pもしくはムーディーズにより当社の長期債務格付（存在しない場合、当社の発行体格付）もしくは本新株予約権付社債の格付がなされなくなった期間、又はウ．S&Pもしくはムーディーズによる当社の長期債務格付（存在しない場合、当社の発行体格付）もしくは本新株予約権付社債の格付が停止もしくは撤回されている期間

ｂ．当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本社債の繰上償還（本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還を除きます。）の通知を行った後の期間（ただし、税制変更による繰上償還の場合で、繰上償還を受けないことを選択した社債を除きます。）

ｃ．当社が組織再編等を行うにあたり、上記４．記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に従い当該組織再編等に関する通知を行った日（当日を含みます。）から、当該組織再編等の効力発生日（当日を含みます。）までの期間

６．本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできません。

７．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は下記のとおりであります。

①組織再編等が生じた場合、当社は、全ての本新株予約権付社債が当該組織再編等の効力発生日より前に償還されている場合でない限り、承継会社等（組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。以下同じ。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させなければなりません。また、当社は、承継会社等の普通株式が当該組織再編等の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されているよう最善の努力をしなければなりません。

②上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は以下のとおりとします。

ａ．新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

ｂ．新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とします。

ｃ．新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従います。なお、転換価額は上記３．と同様な調整に服します。

ア．合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

イ．上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。

ｄ．新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とします。

ｅ．新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後までの日）から、上記４．記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

ｆ．その他の新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとします。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記５．②と同様の制限を受けます。

ｇ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

ｈ．組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様な取り扱いを行います。

ｉ．その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる１株未満の端数は承継会社等が単元株制度を採用していない場合を除き、切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は社債と分離して譲渡できません。

③当社は、上記①の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

８．本新株予約権付社債は、社債権者の権利行使により平成22年６月19日に額面金額の100％で繰上償還しております。これにより、有価証券報告書提出日現在における本新株予約権付社債の残高はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
平成22年２月１日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成20年６月30日（注）	△3,000,000	144,295,200	－	30,478	－	52,263

（注）自己株式の消却による減少であります。

(6)【所有者別状況】

平成22年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 10株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	28	41	300	246	60	60,197	60,872	－
所有株式数(単元)	－	765,314	204,351	2,138,280	2,755,038	3,846	8,562,489	14,429,318	2,020
所有株式数の割合(％)	－	5.30	1.42	14.82	19.09	0.03	59.34	100.00	－

（注）１．自己株式は、「個人その他」に937,541単元、「単元未満株式の状況」に３株含まれております。
２．「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が37単元含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成22年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社大央	東京都杉並区高井戸西２－11－20	7,746	5.37
丸武産業有限会社	東京都新宿区西新宿８－５－５	7,459	5.17
武井 健晃	東京都杉並区	6,941	4.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海１－８－11	5,796	4.02
武井 博子	東京都杉並区	4,927	3.41
武井 俊樹	中華人民共和国香港特別行政区	4,866	3.37
ノーザントラストカンパニー（エイブイエフシー）サブアカウントアメリカンクライアント（常任代理人 香港上海銀行 東京支店）	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK（東京都中央区日本橋３－11－１）	4,826	3.34
ザバンクオブニューヨーク－ジャスディックトリーティーアカウント（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN,1040 BRUSSELS, BELGIUM（東京都中央区月島４－16－13）	2,698	1.87
ザバンクオブニューヨークトリーティージャスデックアカウント（常任代理人 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM（東京都千代田区丸の内２－７－１）	1,952	1.35
有限会社ブルジャンプ	東京都新宿区西新宿８－５－５	1,827	1.27
計	－	49,040	33.99

（注）１．当社は自己株式9,375千株を保有しておりますが、上記「大株主の状況」から除いております。
２．上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、5,796千株であります。
３．「所有株式数」の千株未満は四捨五入して記載しております。
４．「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は小数点第３位を四捨五入して記載しております。
５．ＵＢＳ証券会社東京支店及びその共同保有者から、平成21年11月30日付の大量保有報告書（変更報告書№５）の写しの送付があり、平成21年11月24日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
ユービーエスエイジー（銀行）	東京都千代田区丸の内１－５－１ 新丸の内ビルディング	株式 2,145,326	1.49
ＵＢＳ証券会社東京支店	東京都千代田区大手町１－５－１ 大手町ファーストスクエア	株式 125	0.00

６．ブランデスインベストメントパートナーズエルピーから、平成22年４月７日付の大量保有報告書（変更報告書№７）の写しの送付があり、平成22年３月31日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
ブランデスインベストメントパートナーズエルピー	11988 EL CAMINO REAL,SUITE 500, SAN DIEGO, CA 92191, U.S.A	株式 7,756,298	5.38

(8)【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成22年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 9,375,410	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 134,917,770	13,491,777	－

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
単元未満株式	普通株式 2,020	―	１単元（10株）未満の株式
発行済株式総数	144,295,200	―	―
総株主の議決権	―	13,491,777	―

（注）「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式370株が含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数37個が含まれております。

②【自己株式等】

平成22年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社武富士	東京都新宿区西新宿八丁目15番１号	9,375,410	―	9,375,410	6.50
計	―	9,375,410	―	9,375,410	6.50

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

（平成19年11月８日取締役会決議）

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社使用人に対して新株予約権を発行することを平成19年11月８日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成19年11月８日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 2,507名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（平成20年７月18日取締役会決議）

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対して新株予約権を発行することを平成20年７月18日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成20年７月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	28	11,784
当期間における取得自己株式	―	―

（注）当期間における取得自己株式には、平成22年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
保有自己株式数	9,375,413	―	9,375,413	―

（注）当期間における保有自己株式には、平成22年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

３【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を資本政策の重要事項として位置づけ、長期安定的な利益配分を継続的に行い、株主の皆様に報いることを基本と考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、当期は１株当たり30円の配当（うち中間配当15円）を実施することを決定いたしました。

内部留保金につきましては、顧客サービスの充実及びコンプライアンス態勢の強化のための各種投資、収益基盤の拡充のための戦略的投資及び自己株式の取得等に活用することにより、株主還元の促進や株主価値の最大化を目指してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	１株当り配当額 （円）
平成21年11月５日 取締役会決議	2,024	15
平成22年６月29日 定時株主総会決議	2,024	15

４【株価の推移】

(1)【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	平成18年３月	平成19年３月	平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月
最高（円）	9,220	8,010	4,950	2,585	734
最低（円）	6,360	3,940	1,833	301	306

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所第一部におけるものであります。

(2)【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年１月	２月	３月
最高（円）	408	537	456	526	444	424
最低（円）	306	346	358	387	361	375

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
代表取締役兼社長執行役員		清川 昭	昭和17年２月17日生	昭和39年４月 昭和60年12月 昭和63年12月 平成５年５月 平成５年８月 平成11年６月 平成14年６月 平成14年６月 平成16年６月 平成17年８月 平成20年５月 平成20年６月	野村證券株式会社入社 同社取締役中部本部長 同社常務取締役法人資金運用本部担当 同社専務取締役 野村信託銀行株式会社取締役社長 野村アセット・マネジメント投信株式会社（現野村アセットマネジメント株式会社）取締役社長 当社入社顧問 代表取締役社長 代表取締役社長退任 Ｆ＆Ｋコンサルティング代表取締役社長 当社入社顧問 代表取締役兼社長執行役員（現任）	注３	14
代表取締役兼副社長執行役員	営業統轄本部長、統轄部・人財開発部・秘書室・ＣＳＲ推進室・総合企画部担当兼人財開発部長兼ＣＳＲ推進室長	武井 健晃	昭和45年２月２日生	平成５年６月 平成10年６月 平成11年６月 平成12年６月 平成14年６月 平成16年２月 平成16年６月 平成17年６月 平成20年６月 平成20年８月	当社入社 取締役秘書室部長 取締役営業統轄本部長人事部担当 常務取締役営業統轄本部長人材開発部担当兼人材開発部長 専務取締役営業統轄本部長人材開発部・人事部・店舗開発部担当兼人材開発部長兼人事部長兼店舗開発部長 株式会社テーダブルジェー代表取締役社長（現任） 代表取締役兼専務執行役員営業統轄本部長 統轄部・人材開発部・店舗開発部・秘書室・社会貢献室担当兼人材開発部長兼店舗開発部長 代表取締役兼専務執行役員営業統轄本部長 統轄部・人材開発部・店舗開発部・秘書室・社会貢献室担当兼人材開発部長兼店舗開発部長兼社会貢献室長 代表取締役兼副社長執行役員営業統轄本部長 統轄部・人財開発部・秘書室・ＣＳＲ推進室担当兼人財開発部長兼ＣＳＲ推進室長（現任） 総合企画部担当（現任）	注３	6,941

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取締役兼常務執行役員	お客様相談室・第二債権管理部・法務部担当兼第二債権管理部長	相田 勝則	昭和38年６月27日生	昭和63年４月 平成14年６月 平成14年９月 平成16年６月 平成17年６月 平成19年６月 平成20年６月 平成20年８月 平成21年６月 平成22年５月	当社入社 取締役仙台支社長 取締役営業統轄本部副本部長 取締役兼執行役員営業統轄本部副本部長 取締役兼執行役員人事部・経営企画部・労務厚生部担当兼人事部長兼経営企画部長兼労務厚生部長 取締役兼執行役員人事部・経営企画部担当 取締役兼常務執行役員（現任） 人事部・経営企画部・お客様相談室担当 人事部・お客様相談室担当兼人事部長 人事部・お客様相談室・宣伝部担当兼人事部長 お客様相談室・第二債権管理部・法務部担当兼第二債権管理部長（現任）	注３	8
取締役兼常務執行役員	第一債権管理部・財務部担当兼第一債権管理部長	佐藤 健吾	昭和34年７月14日生	昭和58年４月 平成８年６月 平成12年６月 平成16年６月 平成17年６月 平成18年６月 平成20年６月 平成21年６月 平成22年５月	当社入社 大阪支社長 管理部長 執行役員管理部長 取締役兼執行役員法務部・管理部担当兼管理部長 取締役兼執行役員法務部・管理部・宣伝部担当兼管理部長 取締役兼常務執行役員（現任） 法務部・管理部・宣伝部担当 債権管理本部長 法務部担当 第一債権管理部・財務部担当兼第一債権管理部長（現任）	注３	1
取締役兼執行役員	情報システム部・カード事業部担当兼情報システム部長	進藤 恒文	昭和24年５月18日生	昭和49年４月 平成５年４月 平成12年10月 平成14年４月 平成17年12月 平成18年３月 平成18年６月	沖電気工業株式会社入社 同社情報システム事業部システム開発部長 沖ソフトウェア株式会社情報システムプロジェクト統括部長 同社業務部長 沖電気工業株式会社当社出向情報システム部担当部長 当社入社執行役員情報システム部長兼カード事業部長 取締役兼執行役員情報システム部・カード事業部担当兼情報システム部長（現任）	注３	1
取締役兼執行役員	検査部担当兼検査部長	宍戸 智	昭和22年１月25日生	昭和40年４月 平成８年７月 平成10年７月 平成11年７月 平成13年７月 平成14年４月 平成15年10月 平成18年４月 平成18年６月 平成19年６月	大蔵省（現財務省）入省 同省関東財務局理財部金融第三課長 同省関東財務局理財部融資課長 同省関東財務局長野財務事務所長 同省関東財務局首席財務局監察官 財団法人高年齢者雇用開発協会経理部出納課長 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構経理部契約管財課長 当社入社顧問 取締役兼執行役員（現任） 検査部・お客様相談室担当兼検査部長兼お客様相談室長 検査部担当兼検査部長（現任）	注３	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取締役兼執行役員	総務部担当兼総務部長兼コンプライアンス統轄部長	山本 幹郎	昭和35年１月６日生	昭和57年４月 平成15年７月 平成17年１月 平成18年６月 平成19年６月 平成21年３月	株式会社間組入社 同社経営企画本部企画部部長 当社入社総務部次長 執行役員総務部担当兼総務部長 取締役兼執行役員総務部担当兼総務部長（現任） コンプライアンス統轄部長（現任）	注３	1
取締役兼執行役員	営業統轄本部副本部長、業務執行部担当	吉田 純一	昭和43年７月16日生	昭和63年２月 平成13年８月 平成16年１月 平成16年８月 平成19年12月 平成20年６月 平成21年１月	当社入社 名古屋支社副支社長 コンプライアンス統轄室長 統轄部長 執行役員兼統轄部長 取締役兼執行役員（現任） 店舗開発部担当兼統轄部長兼店舗開発部長 営業統轄本部副本部長 業務執行部担当（現任）	注３	1
取締役兼執行役員	経理部担当兼経理部長	佐藤 重朗	昭和31年９月29日生	昭和50年７月 平成16年７月 平成18年６月 平成19年５月 平成20年６月	日本電信電話公社（現東日本電信電話株式会社）入社 株式会社ＮＴＴ東日本―福島総務部財務部門長 東日本電信電話株式会社財務部税務・資金部門長 当社入社経理部長 取締役兼執行役員経理部担当兼経理部長（現任）	注３	1
取締役兼執行役員	広報宣伝部担当兼広報宣伝部長	板井 健太郎	昭和48年12月22日生	平成９年３月 平成12年２月 平成19年６月 平成20年６月 平成21年６月 平成22年５月	当社入社 飯田支店長 広報部次長 広報部長 取締役兼執行役員（現任） 広報部担当兼広報部長 広報宣伝部担当兼広報宣伝部長（現任）	注３	1
取締役兼執行役員	人事部・コストパフォーマンス部担当兼人事部長兼統轄部長兼コストパフォーマンス部長	細井 博文	昭和32年８月８日生	昭和57年８月 平成８年11月 平成12年７月 平成13年６月 平成15年２月 平成15年６月 平成19年12月 平成22年５月 平成22年６月	当社入社 東京支社長 営業統轄本部副本部長 取締役営業統轄本部副本部長 取締役大阪支社長 取締役退任 執行役員兼業務執行部長 執行役員兼人事部・コストパフォーマンス部担当兼人事部長兼統轄部長兼コストパフォーマンス部長 取締役兼執行役員人事部・コストパフォーマンス部担当兼人事部長兼統轄部長兼コストパフォーマンス部長（現任）	注３	―
取締役		永瀬 昭幸	昭和23年９月18日生	昭和49年４月 昭和51年５月 平成元年４月 平成16年６月 平成18年10月 平成20年１月	野村證券株式会社入社 株式会社ナガセ設立代表取締役社長（現任） 学校法人東京清光学園設立理事長（現任） 当社取締役（現任） 株式会社四谷大塚代表取締役社長（現任） 株式会社イトマンスイミングスクール代表取締役社長（現任）	注３	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数（千株）
取締役		西川 敏明	昭和23年９月11日生	昭和49年４月 昭和53年１月 平成５年６月 平成10年５月 平成13年６月 平成15年１月 平成21年６月	三洋証券株式会社入社 岡三証券株式会社入社 同社取締役 茨木証券株式会社（現ジーク証券株式会社）代表取締役社長 スーパージーク証券株式会社（現ニュース証券株式会社）代表取締役社長 ニュース証券株式会社（社名変更）代表取締役社長（現任） 当社取締役（現任）	注３	―
常勤監査役		平井 弘	昭和14年10月５日生	昭和62年10月 平成３年２月 平成10年６月 平成13年６月 平成13年12月 平成18年11月 平成19年６月	当社入社 取締役関連部担当兼経理部長 常務取締役経理部長 常務取締役経営企画部担当 常務取締役退任 当社入社秘書室顧問 常勤監査役（現任）	注４	4
常勤監査役		笠井 武史	昭和19年３月１日生	昭和41年４月 平成11年７月 平成12年７月 平成13年７月 平成16年２月 平成16年６月	日商株式会社（現双日株式会社）入社 日商岩井株式会社（現双日株式会社）職能第二グループ担当役員代行 サン建材株式会社取締役業務管理本部副本部長 米星商事株式会社常務取締役管理部長 当社入社監査役付 常勤監査役（現任）	注５	0
常勤監査役		土屋 敏行	昭和18年10月６日生	昭和43年５月 昭和48年５月 昭和60年４月 平成２年２月 平成８年８月 平成９年11月 平成14年６月	株式会社東芝入社 山一證券株式会社入社 シンガポールジャパンマーチャントバンク取締役兼副総支配人 ディージー・バンク証券会社法人金融部長 ヒルタ株式会社常務取締役 シダックス株式会社代表補佐・理事 当社常勤監査役（現任）	注４	1
監査役		小倉 良弘	昭和20年12月８日生	昭和48年４月 昭和57年４月 平成６年６月 平成８年３月 平成８年６月 平成21年６月	司法修習修了（25期） 弁護士登録 小倉・田中法律事務所（現ひびき法律事務所）設立（現任） 東京航空計器株式会社 社外監査役（現任） 当社仮監査役 監査役（現任） 日鐵商事株式会社 社外監査役（現任）	注５	―
計							6,974

（注）１．取締役永瀬昭幸及び取締役西川敏明は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．常勤監査役土屋敏行及び監査役小倉良弘は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．平成22年６月29日開催の定時株主総会の終結の時から１年間
４．平成19年６月28日開催の定時株主総会の終結の時から４年間
５．平成21年６月26日開催の定時株主総会の終結の時から４年間
６．所有株式数は千株未満を四捨五入して記載しております。
７．当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。上記の取締役兼務執行役員以外に業務執行部長中村明子、財務部担当兼財務部長木原俊郎及び審査部担当兼審査部長小西寿雄の３名の執行役員がおります。

８．当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第２項に定める補欠監査役１名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数（千株）
森谷　伊三男	昭和12年９月５日生	昭和43年３月 昭和43年５月 昭和45年10月 昭和51年４月 昭和56年２月 平成15年６月	公認会計士登録 税理士登録 公認会計士森谷事務所開設（現任） 監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入社 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 パイオニア株式会社監査役	―

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

a．企業統治の体制の概要

当社は、会社法に基づく監査役会設置会社であり、株主総会で選任された取締役（社外取締役を含む）によって構成される取締役会において経営上の重要事項を決議し、業務執行の迅速な意思決定を行うために取締役会付議事項の事前審議及び取締役会から委任を受けた事項を審議決定する常務会を設置しております。また、株主総会で選任された監査役（社外監査役を含む）によって構成される監査役会が取締役の職務の執行を監査するとともに、社外の有識者を招聘したコンプライアンス委員会の設置によるコンプライアンスの徹底、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会の設置によるリスクマネジメントの強化に努めております。

企業統治の体制図

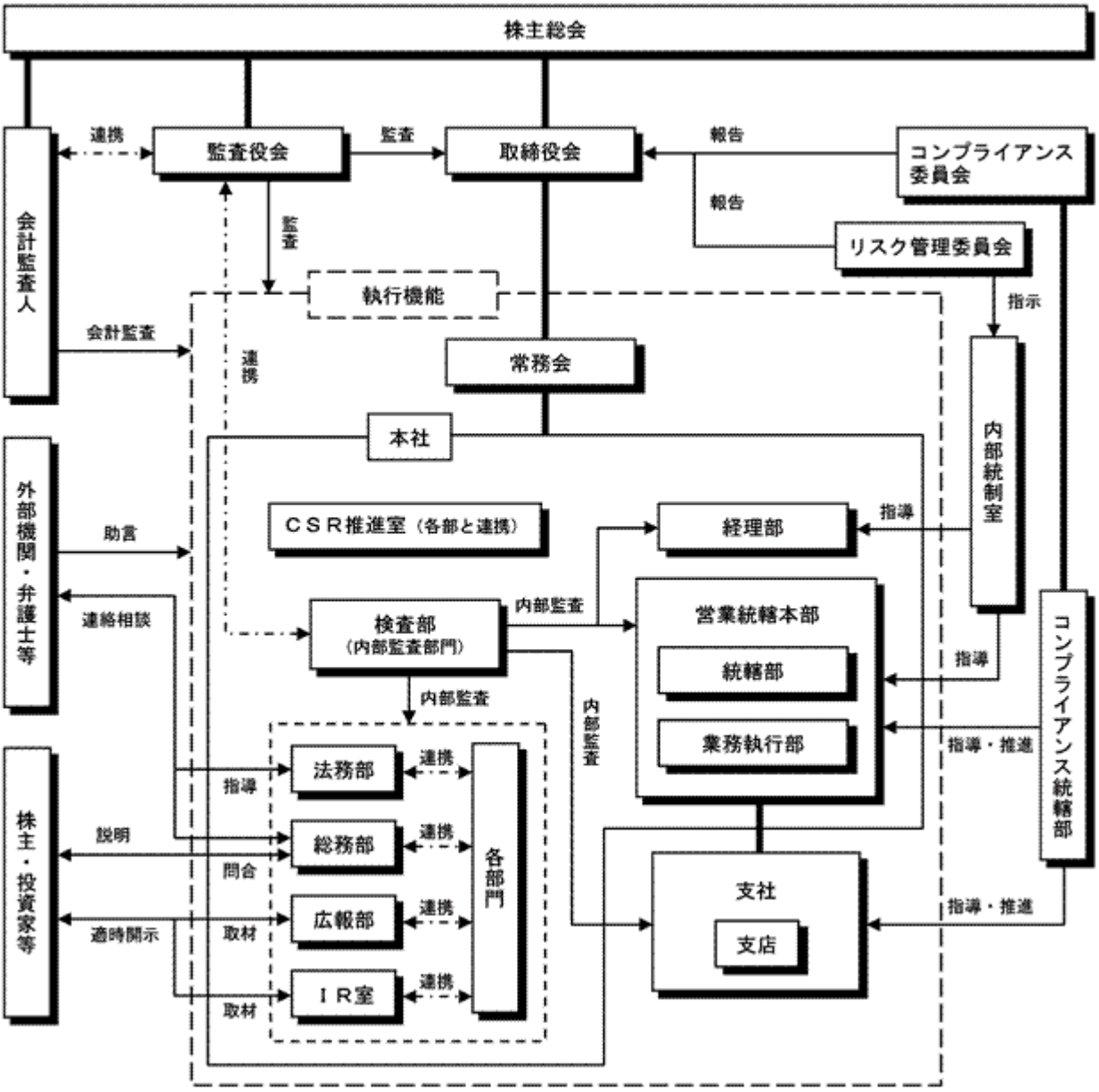

［会社の機関の内容］

取締役会は、取締役12名（うち社外取締役２名、平成22年３月31日現在）で構成され、毎月１回以上開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営上の重要事項等の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行及び執行役員の業務執行の監督を行っております。当連結会計年度においては13回の取締役会を開催し、取締役の出席率の平均は96.8%となっております。なお、当社の取締役は事業年度における経営責任を明確にするため、任期を１年としております。

監査役会は、監査役４名（うち社外監査役２名、平成22年３月31日現在）で構成され、原則として毎月１回開催し、監査の方針・計画・方法及びその他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。当連結会計年度においては13回の監査役会を開催し、監査役の出席率は100%となっております。

常務会は、社長執行役員、専務執行役員及び執行役員（平成22年３月31日現在）で構成され、原則として毎週１回開催し、取締役会付議事項の事前審議、取締役会が決定した基本方針に基づく業務執行上の重要事項又は取締役会から委任を受けた事項の審議・決定を行っております。

［取締役の定数］

当社の取締役は13名以内とする旨定款に定めております。

［取締役の選任の決議要件］

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

［株主総会の特別決議要件］

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

［株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及びその理由］

ア．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的とするものであります。

イ．中間配当

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ウ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分発揮できる環境を整備することを目的とするものであります。

b．企業統治の体制を採用する理由

当社は、次の理由により現状の体制が企業統治に適したものと考えております。

・独立性の高い社外取締役を複数名選任することにより、経営の透明性及び公正性を確保しております。
・独立性の高い社外監査役及び財務の知見を有する監査役を選任することにより、監査機能の強化を図っております。
・常務会の設置及び執行役員制度の導入により、迅速な意思決定と機動的な業務執行に努めております。
・社外の有識者を招聘したコンプライアンス委員会の設置により、客観性の高いコンプライアンス経営に努めるとともに、コンプライアンス態勢の強化充実を図っております。

c．内部統制システムの整備の状況

ア．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

ⅰ 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「コンプライアンス経営によるリスク管理の基本方針」「経営倫理憲章」等を定め、取締役、執行役員及び使用人に周知することにより、法令及び社会倫理の遵守を徹底しております。

ⅱ 社外の有識者を招聘したコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果及び対応策を取締役会に報告及び提案しております。コンプライアンス委員会の下にコンプライアンス統轄部を置き、委員会の事務局職務を行うとともに、コンプライアンス推進に関する企業活動全体の統括業務を遂行しております。

ⅲ 各支社・ブロック・管理センター、及び本社各部門毎に「コンプライアンス責任者」を置き、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議及び教育の実施に努めております。また、各支店毎に「コンプライアンス担当者」を置き、コンプライアンス・マニュアルの活用により、基本的な心構えや法令の内容、ケーススタディなどをコンプライアンス・プログラムに定めるカリキュラムに従い毎週研修を実施し、コンプライアンスの徹底に努めております。

ⅳ 問題の早期発見と迅速な対応を可能とするため、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営しております。

ⅴ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力に対しては、警察等の外部機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応しております。

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

ⅰ 文書管理規程等の社内規程に従い、取締役会等の議事録、稟議書等の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等といいます。）に記録し、保存しております。

ⅱ 取締役及び監査役は、常時、文書等を閲覧することができます。

ウ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の事項を実施することにより、目標の明確化と意思決定の迅速化を図っております。

ⅰ 職務権限・意思決定ルールの整備・運用

ⅱ 業務執行の取締役を構成員とする常務会の週１回の開催

ⅲ 中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく業績目標と予算の設定、ＩＴツールの活用による月次・四半期業績の管理

ⅳ 取締役会による月次業績のレビュー

エ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ⅰ 各子会社の担当部門は、当該子会社の法令遵守・リスク管理等の状況について、チェック及びフォローを行っております。

ⅱ 内部監査部門である検査部は、子会社の監査を実施し、その結果を担当部門の担当役員に報告し、担当役員は必要に応じて、改善策の指導・支援等を行っております。

ⅲ 財務報告の信頼性と適正性を確保するために「財務報告に係る内部統制基本方針」「ＩＴ関連業務に係る内部統制基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制システムを構築し、整備・運用状況を定期的に評価し、維持・改善を図っております。

オ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

ⅰ 監査役は、検査部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができます。

ⅱ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

カ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

ⅰ 取締役は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告しております。

ⅱ コンプライアンス統轄部は、監査役に対して、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を報告しております。

キ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。

ⅱ 内部監査部門である検査部との連携を図り、効果的な監査の遂行を図っております。

d．リスク管理体制の整備の状況

当社においては、リスク管理規程に基づき取締役会の下にリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の確立と公正かつ適正な業務運営の実現のための基本方針及びその他リスク管理に関する重要事項の企画、策定、審議、施策立案及び推進を実施しております。また、リスク管理委員会にはリスクの分野別に小委員会を置き、リスクに関する情報の収集と評価、具体的な対応策の検討等を行っております。リスク管理委員会の事務局はコンプライアンス統轄部が務め、リスク管理委員会の討議・決定事項等を周知徹底することにより、リスクマネジメントの徹底に努めております。

情報セキュリティに関するリスク管理については、顧客の個人情報・取引情報を当社の最重要資産と位置づけ、「個人情報保護規程」をはじめとする規程・マニュアルの整備と研修の実施により、業務面におけるセキュリティを強化するとともに、システム面においては情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の国際規格「ＩＳＯ／ＩＥＣ27001:2005」を国内の消費者金融会社として初めて取得し、高度な情報セキュリティマネジメントシステムを維持できる体制を構築しております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査部門である検査部は、42名（平成22年３月31日現在）のスタッフが在籍し、本社・支社の全部門・全支店及び子会社における関連法令の遵守、個人情報の保護、その他内部管理についての監査を定期かつ臨時に実施しております。検査部は、必要に応じて改善のための指導・助言を行うとともに、監査結果を取締役及び監査役へ報告し、内部統制の強化に努めております。

監査役は、取締役会及び常務会への出席、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役及び執行役員の職務遂行を監査するとともに、検査部及び会計監査人との連携を図り、実効性と効率性の高い監査を実施しております。

なお、常勤監査役平井 弘氏は当社において財務・経理担当の取締役を長年経験しており、常勤監査役笠井武史氏は上場企業（商社）において長年財務・経理業務を担当しており、常勤監査役土屋敏行氏は証券会社等の金融機関での業務経験が豊富であり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は２名、社外監査役は２名であります。

社外取締役永瀬昭幸氏は株式会社ナガセ、株式会社四谷大塚及び株式会社イトマンスイミングスクールの代表取締役社長、学校法人東京清光学園理事長であり、当社と株式会社ナガセ、株式会社四谷大塚、株式会社イトマンスイミングスクール及び学校法人東京清光学園との間に特別な関係はありません。また、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役西川敏明氏はニュース証券株式会社の代表取締役社長であり、当社とニュース証券株式会社との間に特別な関係はありません。また、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役土屋敏行氏には重要な兼任又は兼職はなく、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役小倉良弘氏は東京航空計器株式会社及び日鐵商事株式会社の社外監査役であり、当社と東京航空計器株式会社及び日鐵商事株式会社との間に特別な関係はありません。また、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外取締役は、当社又は当社経営者との間に特別の利害関係のない独立性の高い社外取締役であり、当社の企業統治において、意思決定時における客観性・公正性の確保及び独立性・透明性の高い経営監視・監督の機能及び役割を果たしております。また、当社の社外監査役は、当社又は当社経営者との間に特別の利害関係のない独立性の高い社外監査役であり、当社の企業統治において、独立性と客観性の高い監査の機能及び役割を果たしております。

また、当社は社外取締役２名、社外監査役２名を選任しており、当社の企業統治において社外取締役又は社外監査役がその機能及び役割を果たすことのできる状況となっております。

なお、社外取締役又は社外監査役は取締役会への出席を通して取締役の職務の執行を監督・監査し、必要に応じて内部監査及び内部統制の状況につき報告を受けております。

④ 役員報酬等

a．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	137	102	4	－	31	11
監査役（社外取締役を除く。）	24	21	－	－	3	2
社外役員	32	28	－	－	4	4

（注）上記には、平成21年６月26日開催の第42回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。

b．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

総額(百万円)	対象となる役員の人数(人)	内容
140	9	使用人としての職務（部長等）に対する給与であります。

c．役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社では役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めておりませんが、取締役の報酬限度額は、平成７年６月29日開催の第28回定時株主総会において年額450百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）及び平成20年６月27日開催の第41回定時株主総会においてストック・オプション報酬を年額20百万円の範囲内と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、平成８年６月18日開催の第29回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

⑤ 株式の保有状況

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度	当事業年度			
	貸借対照表計上額の合計額（百万円）	貸借対照表計上額の合計額（百万円）	受取配当金の合計額（百万円）	売却損益の合計額（百万円）	評価損益の合計額（百万円）
上場株式	－	1,417	115	△294	△454
非上場株式	－	985	132	61	（注）
計	－	2,403	247	△233	△454

（注）１．非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

２．当事業年度における減損処理額は、上場株式において289百万円、非上場株式において522百万円であります。

⑥ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、新日本有限責任監査法人に所属する、大田原吉隆氏、島村哲氏の２名であります。なお、２名とも継続監査年数は７年以下であります。新日本有限責任監査法人又は業務執行社員である２名と当社との間に、特別な利害関係はありません。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、その他14名であります。

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	93	15	98	5
連結子会社	13	―	13	―
計	106	15	111	5

（注）上記金額は消費税等込で記載しております。

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、資金調達に係る真正譲渡債権についての合意された手続業務等であります。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、資金調達に係る真正譲渡債権についての合意された手続業務等であります。

④【監査報酬の決定方針】

監査日数、当社グループの規模・業務の特性等を勘案し決定しております。

第５【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）及び「特定金融会社等の会計の整理に関する命令」（平成11年総理府・大蔵省令第32号）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）及び「特定金融会社等の会計の整理に関する命令」（平成11年総理府・大蔵省令第32号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前連結会計年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）及び当連結会計年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）及び当事業年度（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、研修会等へ参加するとともに会計専門書の定期購読を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (平成21年３月31日)	当連結会計年度末 (平成22年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	47,871	40,372
営業貸付金	※1, ※2, ※6 861,517	※1, ※2, ※6 589,477
割賦売掛金	465	312
原材料及び貯蔵品	241	218
未収営業貸付金利息	7,914	5,693
短期貸付金	※4 49,992	※4 19,989
繰延税金資産	13	―
その他	15,523	37,596
貸倒引当金	△96,994	△60,658
流動資産合計	886,541	633,000
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,144	4,239
機械装置及び運搬具（純額）	68	53
器具及び備品（純額）	4,140	3,512
土地	34,649	25,216
コース勘定	195	195
有形固定資産合計	※5 45,195	※5 33,214
無形固定資産	5,174	4,837
投資その他の資産		
投資有価証券	10,981	※8 5,624
長期預託金	5,580	6,206
その他	4,992	4,050
投資その他の資産合計	21,554	15,880
固定資産合計	71,923	53,931
資産合計	958,464	686,931

(単位：百万円)

	前連結会計年度末 (平成21年３月31日)	当連結会計年度末 (平成22年３月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	―	9,068
1年内返済予定の長期借入金	※1 91,595	※1 80,406
未払法人税等	461	317
賞与引当金	639	376
債権売却損失引当金	―	11,276
その他	31,478	30,702
流動負債合計	124,173	132,145
固定負債		
社債	88,567	83,470
転換社債型新株予約権付社債	70,000	42,400
長期借入金	※1 115,579	38
繰延税金負債	8	7
利息返還損失引当金	403,357	272,953
退職給付引当金	3,610	3,881
役員退職慰労引当金	147	178
その他	3,374	1,239
固定負債合計	684,642	404,166
負債合計	808,816	536,311
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,478	30,478
資本剰余金	52,263	52,263
利益剰余金	105,761	105,616
自己株式	△36,469	△36,469
株主資本合計	152,034	151,889
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,943	△945
為替換算調整勘定	△584	△526
評価・換算差額等合計	△2,527	△1,471
新株予約権	141	202
純資産合計	149,648	150,620
負債純資産合計	958,464	686,931

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
営業収益		
営業貸付金利息	178,337	113,581
総合あっせん収益	69	57
その他の金融収益	2,611	783
その他の営業収益	5,331	5,845
営業収益合計	186,349	120,266
営業費用		
金融費用		
支払利息	7,874	3,980
社債利息	10,188	5,879
その他	987	1,868
金融費用計	19,049	11,727
その他の営業費用		
広告宣伝費	4,250	2,934
貸倒損失	406	―
貸倒引当金繰入額	96,994	34,968
利息返還損失引当金繰入額	229,662	―
給料及び賞与	13,474	11,035
賞与引当金繰入額	639	376
退職給付引当金繰入額	755	765
役員退職慰労引当金繰入額	44	38
賃借料	5,133	3,891
減価償却費	3,207	3,081
支払手数料	11,941	9,552
その他	11,408	8,538
その他の営業費用計	377,911	75,180
営業費用合計	396,961	86,907
営業利益又は営業損失（△）	△210,612	33,360
営業外収益		
受取配当金	698	247
還付加算金	174	―
雑収入	115	666
営業外収益合計	987	913
営業外費用		
固定資産除売却損	182	45
持分法による投資損失	―	1
為替差損	1,331	995
社債発行費	1,798	―
支払オプション料	1,709	―
雑損失	24	52
営業外費用合計	5,043	1,093
経常利益又は経常損失（△）	△214,669	33,180

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	688	668
社債償還益	―	4,475
固定資産売却益	―	※2 808
その他	31	―
特別利益合計	718	5,951
特別損失		
投資有価証券評価損	766	831
投資有価証券売却損	124	900
減損損失	※3 386	※3 10,601
店舗閉鎖損失	※4 1,896	※4 1,603
確約融資枠契約解消損	※5 2,165	―
社債償還損	10,475	―
債権売却損	―	※6 8,807
債権売却損失引当金繰入額	―	※7 11,276
その他	173	153
特別損失合計	15,985	34,171
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	△229,935	4,959
法人税、住民税及び事業税	766	370
法人税等調整額	25,435	13
法人税等合計	26,201	382
当期純利益又は当期純損失（△）	△256,137	4,577

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	30,478	30,478
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	30,478	30,478
資本剰余金		
前期末残高	52,263	52,263
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	52,263	52,263
利益剰余金		
前期末残高	393,367	105,761
当期変動額		
剰余金の配当	△16,464	△4,722
当期純利益又は当期純損失（△）	△256,137	4,577
自己株式の消却	△15,005	―
当期変動額合計	△287,606	△145
当期末残高	105,761	105,616
自己株式		
前期末残高	△48,248	△36,469
当期変動額		
自己株式の取得	△3,225	△0
自己株式の消却	15,005	―
当期変動額合計	11,779	△0
当期末残高	△36,469	△36,469
株主資本合計		
前期末残高	427,861	152,034
当期変動額		
剰余金の配当	△16,464	△4,722
当期純利益又は当期純損失（△）	△256,137	4,577
自己株式の取得	△3,225	△0
自己株式の消却	―	―
当期変動額合計	△275,827	△145
当期末残高	152,034	151,889

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,619	△1,943
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,562	998
当期変動額合計	△3,562	998
当期末残高	△1,943	△945
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	4,383	―
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,383	―
当期変動額合計	△4,383	―
当期末残高	―	―
為替換算調整勘定		
前期末残高	△128	△584
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△457	58
当期変動額合計	△457	58
当期末残高	△584	△526
評価・換算差額等合計		
前期末残高	5,875	△2,527
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,402	1,056
当期変動額合計	△8,402	1,056
当期末残高	△2,527	△1,471
新株予約権		
前期末残高	41	141
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	101	61
当期変動額合計	101	61
当期末残高	141	202
純資産合計		
前期末残高	433,776	149,648
当期変動額		
剰余金の配当	△16,464	△4,722
当期純利益又は当期純損失（△）	△256,137	4,577
自己株式の取得	△3,225	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,301	1,117
当期変動額合計	△284,128	972
当期末残高	149,648	150,620

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	△229,935	4,959
減価償却費	3,207	3,081
減損損失	386	10,601
投資損益（△は益）	218	92
持分法による投資損益（△は益）	―	1
退職給付引当金の増減額（△は減少）	366	271
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	13	31
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△47,004	△36,336
債権売却損失引当金の増減額（△は減少）	―	11,276
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	17,101	△130,404
貸倒償却額	144,404	57,186
利息返還額（元本毀損分）	67,531	43,875
受取利息及び受取配当金	△698	△247
店舗閉鎖損失	1,896	371
固定資産除売却損益（△は益）	182	△763
有価証券及び投資有価証券売却損益（△は益）	△564	232
投資有価証券評価損益（△は益）	766	831
未収営業貸付金利息の増減額（△は増加）	2,948	2,221
営業貸付金貸付額	△174,297	△58,746
営業貸付金回収額	296,271	194,100
営業貸付金の売却による減少額	―	35,684
社債償還損益（△は益）	10,475	△4,475
長期預託金の増減額（△は増加）	40,976	△6
その他	11,493	△24,838
小計	145,735	108,999
利息及び配当金の受取額	698	247
法人税等の支払額	△666	△517
法人税等の還付額	4,253	275
営業活動によるキャッシュ・フロー	150,020	109,005

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	―	1,424
有形固定資産の取得による支出	△1,007	△755
無形固定資産の取得による支出	△2,711	△1,141
投資有価証券の取得による支出	△575	△1,220
投資有価証券の売却による収入	1,499	6,210
その他	684	1,154
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,110	5,672
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	6,200	―
長期借入金の返済による支出	△177,306	△126,730
社債の償還による支出	△82,400	△5,841
新株予約権付社債の発行による収入	70,000	―
新株予約権付社債の償還による支出	―	△13,805
自己株式の純増減額（△は増加）	△3,225	△0
配当金の支払額	△16,461	△4,720
財務活動によるキャッシュ・フロー	△203,193	△151,096
現金及び現金同等物に係る換算差額	△326	△1,081
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△55,609	△37,501
現金及び現金同等物の期首残高	153,471	97,862
現金及び現金同等物の期末残高	※1 97,862	※1 60,361

【継続企業の前提に関する注記】

当連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

当社グループは、従来、金融機関からの借入れ、社債の発行及び営業貸付金の証券化による借入れなど、多様かつ機動的な調達手段により資金調達を実施してまいりました。しかし、米国におけるサブプライムローン問題やリーマンショック等により一層深刻となった金融情勢のなか、高水準で推移する利息返還請求に対応した資金需要を抱え、平成22年６月18日に施行された改正貸金業法によるいわゆる総量規制の影響も懸念材料となり、これらを背景とした格付けの引き下げと、その引き下げによる一部借入金の早期返済事由への抵触もあり、当社グループを取り巻く資金調達環境は厳しさを増してきております。

このような状況を踏まえ、資金繰りの改善に向け様々な資金調達手段を検討した結果として、当連結会計年度においては、転換社債型新株予約権付社債の繰上償還請求に備えた社債の交換募集を実施したほか、保有する上場有価証券の売却及び営業貸付金に含まれる条件緩和債権の一部譲渡も実施いたしましたが、長引く景気低迷や業界の今後に対する不透明感に加え、高水準で推移する利息返還請求、更なる格付けの引き下げなどもあり、新たな資金調達が極めて厳しい状況が継続しております。

このような状況から、現時点で当社グループにかかる継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、当該状況を解消すべく、次のとおり対処してまいります。

① 必要資金の確保と資金繰りの安定化

厳しい資金調達環境は当面続くものと考えられることから、当社グループが保有する不動産及び営業貸付金の譲渡などにより、当面の事業運営に必要な資金を確保するとともに、既存の社債に対する負担軽減策の実施及び新たな調達手段確保のための戦略的業務提携の検討など、資金繰り全体の安定化に努めてまいります。

② 経営の更なる効率化

店舗統廃合などの計画的かつ継続的に実施してきた効率化施策を更に進めるとともに、各種支出に係わる契約内容の見直しによるコスト削減に努めるなど一層の経営効率化にも努めてまいります。

なお、「重要な後発事象」に記載のとおり、前記必要資金の確保と資金繰りの安定化に向けた取り組みのうち、当面の資金需要のピークとなった平成22年６月の2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債にかかる繰上償還などに対応した資金手当てについては、当社及び連結子会社である株式会社ティデーエス保有の土地建物の中から譲渡対象物件を選定したうえで、主に入札方式により実施したほか、営業貸付金の譲渡につきましても、必要に応じて入札方式を採用するなど、譲渡価格の最大化を図って実施いたしました。

今後も、資金繰り全体の安定化に向けた各種取り組みはもとより、経営の更なる効率化に向けた諸施策を確実に実行することで、継続企業の前提に関する疑義は解消できるものと判断しております。

しかし、依然として厳しい経済情勢に加え、改正貸金業法の影響などもあり、当社グループを取り巻く資金調達環境が好転することに不透明性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	当連結会計年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
１．連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称 連結子会社の数 ８社 連結子会社の名称 共立エステート㈱、TWJ VC CO.,LTD.、㈱武富士キャピトル、㈱テイクワン、G.H INVESTMENT CO.,LTD.、㈱テーダブルジェー、TWJ EURO CO.,LTD.、㈱ティデーエス	１．連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称 連結子会社の数 ８社 連結子会社の名称 同左
(2) 開示対象特別目的会社 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要等については、「開示対象特別目的会社関係」として記載しております。	(2) 開示対象特別目的会社 同左
２．持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。	２．持分法の適用に関する事項 持分法を適用した関連会社の数 １社 持分法を適用した関連会社の名称 METRO ASIA CAPITAL CO,.LTD. なお、METRO ASIA CAPITAL CO,.LTD.は新たに設立したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。
３．連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうち、㈱テーダブルジェーの決算日は２月28日、㈱テイクワンの決算日は１月31日、G.H INVESTMENT CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。	３．連結子会社の事業年度等に関する事項 同左
４．会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの…移動平均法による原価法 ② 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 （会計方針の変更） 当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号 平成18年７月５日公表分）を適用しております。 なお、この変更に伴う影響はありません。	４．会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの…同左 時価のないもの…同左 ② 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

前連結会計年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	当連結会計年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　10年～50年 器具及び備品　４年～15年	(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ① 有形固定資産 同左
② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。	② 無形固定資産 同左
(3) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用として計上しております。	(3) ―――――――
(4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権（延滞日数30日以内の債権）については貸倒実績率により、延滞債権等特定の債権については、信用リスクのランクごとに区分して、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	(4) 重要な引当金の計上基準 ① 貸倒引当金 同左
② 利息返還損失引当金 利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息部分の顧客からの返還請求に備えるため、当連結会計年度末における将来の返還請求発生見込額を計上しております。	② 利息返還損失引当金 同左
③ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。	③ 賞与引当金 同左
④ ―――――――	④ 債権売却損失引当金 債権売却に係る損失に備えるため、当連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。
⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、全額翌連結会計年度に費用処理することとしております。	⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、全額翌連結会計年度に費用処理することとしております。 （会計方針の変更） 当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号 平成20年７月31日）を適用しております。 なお、重要性基準を考慮した結果、従来と同一の割引率を使用しており、この変更に伴う影響はありません。

前連結会計年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	当連結会計年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
⑥ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。	⑥ 役員退職慰労引当金 同左
(5) 重要なヘッジ会計の方法 社債及び借入金の支払利息に係る金利変動リスク及び為替変動リスクのヘッジを目的に金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を行っております。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしており、振当処理を採用しております。 ヘッジ有効性評価の方法については、金利スワップの特例処理又は振当処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。	(5) 重要なヘッジ会計の方法 同左
(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 営業貸付金利息の計上基準 営業貸付金利息は発生基準により計上しております。 なお、営業貸付金に係る未収利息については、利息制限法の上限利率と約定利率とのいずれか低い方により計上しております。	(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ① 営業貸付金利息の計上基準 同左
② 消費税等の会計処理 提出会社及び国内連結子会社１社は税込方式、国内連結子会社４社は税抜方式によっております。	② 消費税等の会計処理 同左
５．連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。	５．連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左
６．のれん及び負ののれんの償却に関する事項 該当事項はありません。	６．のれん及び負ののれんの償却に関する事項 同左
７．連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	７．連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	当連結会計年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
（連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い） 当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年５月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 なお、この変更に伴う影響はありません。	―――――――

【表示方法の変更】

前連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
（連結損益計算書関係） １．前連結会計年度まで区分掲記しておりました「人材派遣費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度よりその他の営業費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「人材派遣費」は14百万円であります。 ２．前連結会計年度まで区分掲記しておりました「投資利益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「投資利益」は５百万円であります。	（連結損益計算書関係） 前連結会計年度まで区分掲記しておりました「還付加算金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の「還付加算金」は１百万円であります。

【注記事項】

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度末 （平成21年３月31日）	当連結会計年度末 （平成22年３月31日）
※１．担保に供している資産とこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保提供資産 営業貸付金　302,003百万円 対応する債務 １年内返済予定の長期借入金　35,598百万円 長期借入金　73,665 計　109,263 上記は、信託を利用した営業貸付金の流動化に係るものであります。 ※２．営業貸付金861,517百万円はすべて個人向け無担保貸付金であります。 ３．営業貸付金については、貸出契約の際に設定した額（契約限度額）のうち、当社が与信した額（利用限度額）の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっております。同契約に係る利用限度額の融資未実行残高は、391,516百万円であります。このうちには、当連結会計年度末に残高のない顧客に対するものが204,127百万円含まれております。この利用限度額については顧客の信用度合いにより当社が任意に増減することができるものであり、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。 ※４．短期貸付金は、現先取引によるものであります。 この取引による担保受入金融資産（有価証券）の当連結会計年度末時価は49,992百万円であります。 ※５．有形固定資産の減価償却累計額28,837百万円が控除されております。	※１．担保に供している資産とこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保提供資産 営業貸付金　220,122百万円 対応する債務 １年内返済予定の長期借入金　58,530百万円 上記は、信託を利用した営業貸付金の流動化に係るものであります。 ※２．営業貸付金589,477百万円はすべて個人向け無担保貸付金であります。 ３．営業貸付金については、貸出契約の際に設定した額（契約限度額）のうち、当社が与信した額（利用限度額）の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっております。同契約に係る利用限度額の融資未実行残高は、380,576百万円であります。このうちには、当連結会計年度末に残高のない顧客に対するものが182,826百万円含まれております。この利用限度額については顧客の信用度合いにより当社が任意に増減することができるものであり、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。 ※４．短期貸付金は、現先取引によるものであります。 この取引による担保受入金融資産（有価証券）の当連結会計年度末時価は19,989百万円であります。 ※５．有形固定資産の減価償却累計額27,942百万円が控除されております。

前連結会計年度末 （平成21年３月31日）	当連結会計年度末 （平成22年３月31日）
※６．不良債権の状況 破綻先債権　48百万円 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。 延滞債権　63,763百万円 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金のうち、破綻先債権に該当しないものであります。 ３か月以上延滞債権　28,408百万円 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権　67,508百万円※ 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免等債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び３か月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※なお、67,508百万円の内には、延滞日数が０日から30日までのものが62,207百万円含まれております。 ７．財務制限条項 借入金のうち10,000百万円及び社債のうち58,567百万円には、財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、借入金は該当する借入先に対し借入金を一括返済、社債は一括償還することになっております。（複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております。） (1) 自己資本が100,000百万円を下回った場合 (2) 自己資本比率が10%を下回った場合 (3) 不動産担保借入金を除く担保付借入金残高が流動資産の80%を上回った場合 ――――――	※６．不良債権の状況 破綻先債権　60百万円 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。 延滞債権　74,635百万円 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金のうち、破綻先債権に該当しないものであります。 ３か月以上延滞債権　23,997百万円 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権　25,965百万円※ 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免等債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び３か月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※なお、25,965百万円の内には、延滞日数が０日から30日までのものが23,482百万円含まれております。 ７．財務制限条項 社債のうち52,462百万円には、財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、一括償還することになっております。（複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております。） (1) ―――――― (2) 自己資本比率が10%を下回った場合 (3) 不動産担保借入金を除く担保付借入金残高が流動資産の80%を上回った場合 ※８．関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資有価証券（株式）　1,281百万円

（連結損益計算書関係）

<table>
<tr><th>前連結会計年度
（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）</th><th>当連結会計年度
（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）</th></tr>
<tr><td>１．金融収益及び金融費用の連結損益計算書上の表示区分の基準は次のとおりであります。
(1) 営業収益として表示した金融収益
投資有価証券受取配当金及び利息等を除くすべての金融収益
(2) 営業費用として表示した金融費用
明らかに営業収益に対応しない支払利息等を除くすべての金融費用
２．　――――――

※３．減損損失
閉鎖店舗等における電話加入権211百万円及び来期閉鎖予定の資産72百万円を減損損失として計上しております。
加えて、一部の賃貸不動産等について継続的な地価の下落等があったため、当連結会計年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として102百万円計上しております。</td><td>１．金融収益及び金融費用の連結損益計算書上の表示区分の基準は次のとおりであります。
(1) 営業収益として表示した金融収益
同左
(2) 営業費用として表示した金融費用
同左
※２．固定資産売却益
固定資産売却益は、駐車場等を売却したことによるものであり、その内訳は土地808百万円であります。
※３．減損損失
従来、当社グループにおいては、用途等に応じて事業用資産については事業を基礎とし、賃貸不動産及び遊休資産（投資不動産を含む）については、それぞれ個別物件単位にグルーピングしております。
当連結会計年度においては、資金調達の一環として一部固定資産を譲渡する見込みとなったことから、当該資産については、その用途等にかかわらず物件単位にグルーピングすることといたしました。
賃貸不動産及び遊休資産については、それぞれ継続的な地価の下落等により、また譲渡対象資産については、使用方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,601百万円を減損損失として計上いたしました。
減損損失の主な内訳は、土地8,842百万円、建物及び構築物1,214百万円、器具及び備品462百万円等であります。
なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は主として、売却入札金額（一部不動産鑑定士による鑑定評価額を使用）から処分費用を控除して算定しております。
（百万円）
<table>
<tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th><th>減損損失額</th></tr>
<tr><td>事業用資産</td><td>土地、
建物及び
構築物等</td><td>京都府、
埼玉県　他</td><td>5,727</td></tr>
<tr><td>賃貸不動産</td><td>土地、
建物及び
構築物等</td><td>東京都、
北海道　他</td><td>4,220</td></tr>
<tr><td>遊休資産</td><td>土地、
建物及び
構築物等</td><td>京都府、
東京都　他</td><td>654</td></tr>
<tr><td colspan="3">合　計</td><td>10,601</td></tr>
</table>
なお、上記のうち譲渡対象資産にかかる減損損失額は8,718百万円であります。</td></tr>
</table>

前連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
※４．店舗閉鎖損失 店舗閉鎖及び支社等の組織改編に関する意思決定を行ったことにより、当連結会計年度における閉鎖等の実施額1,605百万円及び来期の閉鎖費用291百万円を店舗閉鎖損失として計上しております。 ※５．確約融資枠契約解消損 真正譲渡方式での確約融資枠契約を解消し、期日前返済を行ったことによる損失であります。 ―――――― ―――――――	※４．店舗閉鎖損失 店舗閉鎖及び支社等の組織改編に関する意思決定を行ったことにより、当連結会計年度における閉鎖等の実施額616百万円及び来期の閉鎖費用988百万円を店舗閉鎖損失として計上しております。 ５．　―――――― ※６．債権売却損 当社が保有する債権の一部を売却したことによる損失であります。 ※７．債権売却損失引当金繰入額 当社が保有する債権の一部売却に係る損失発生見込額であります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式（注）２	147,295	－	3,000	144,295
合計	147,295	－	3,000	144,295
自己株式				
普通株式（注）１，２	9,647	2,729	3,000	9,375
合計	9,647	2,729	3,000	9,375

（注）１．普通株式の自己株式の株式数の増加2,729千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,729千株及び単元未満株式の買取りによる増加０千株であります。

２．普通株式の発行済株式及び自己株式の株式数の減少3,000千株は、取締役会決議による自己株式の消却によるものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	－	29,761,904	－	29,761,904	－
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	141
合計		－	－	－	－	－	141

（注）ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年６月27日定時株主総会	普通株式	12,388	90	平成20年３月31日	平成20年６月30日
平成20年11月６日取締役会	普通株式	4,076	30	平成20年９月30日	平成20年12月５日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年６月26日定時株主総会	普通株式	2,698	利益剰余金	20	平成21年３月31日	平成21年６月29日

当連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	144,295	－	－	144,295
合計	144,295	－	－	144,295
自己株式				
普通株式（注）	9,375	0	－	9,375
合計	9,375	0	－	9,375

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加０千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	29,761,904	－	11,734,694	18,027,210	－
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	202
合計		－	－	－	－	－	202

（注）2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の減少11,734,694株は、転換社債型新株予約権付社債の買入償還に伴う消却によるものであります。

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年６月26日定時株主総会	普通株式	2,698	20	平成21年３月31日	平成21年６月29日
平成21年11月５日取締役会	普通株式	2,024	15	平成21年９月30日	平成21年12月４日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年６月29日定時株主総会	普通株式	2,024	利益剰余金	15	平成22年３月31日	平成22年６月30日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	当連結会計年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
※１．現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている金額との関係 現金及び預金勘定　47,871百万円 短期貸付金（現先取引）　49,992 現金及び現金同等物　97,862 ―――――――	※１．現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている金額との関係 現金及び預金勘定　40,372百万円 短期貸付金（現先取引）　19,989 現金及び現金同等物　60,361 ２．重要な非資金取引の内容 転換社債型新株予約権付社債と社債の交換 転換社債型新株予約権付社債の減少額　10,075百万円 社債の増加額　10,075百万円

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一般消費者（顧客）への無担保・無保証融資を主たる業務としております。この業務を行うために必要な資金を、市場環境を勘案して主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、一時的な余剰資金については、安全性の高い預金で運用しております。デリバティブ取引については、主として将来の金利・為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業貸付金、割賦売掛金及び未収営業貸付金利息は、顧客の信用リスクを伴っており、投資有価証券は市場価格及び為替の変動リスクがあります。

営業債務である未払金、未払費用及び未払法人税等は、概ね１年以内の支払い期日であります。

社債及び長期借入金は、主に消費者金融事業に係る資金調達であります。社債及び長期借入金のうち、変動金利借入には金利の変動リスク、外貨建社債には為替の変動リスクを伴っておりますが、一部については、デリバティブ取引（金利スワップ・通貨スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、当社が発行している外貨建社債に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨スワップ取引、社債及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ４．会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権である営業貸付金、割賦売掛金及び未収営業貸付金利息については、当社与信管理規程に従い支払期日ごとの入金管理、未収残高管理を行うとともに、顧客ごとの信用状況を定期的に把握する体制のもと、回収不能リスクの軽減に努めております。連結子会社の営業債権についても、当社与信管理規程に準じた同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、大手金融機関を取引の相手方として行っており、相手方の契約不履行に係る信用リスクは低いと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、変動リスク軽減のため、発行体の財務状況や市場価格及び為替変動の定期的なモニタリングを行っております。

デリバティブ取引に係るリスク管理体制については、取締役会の承認に基づき財務部により実行・管理されており、取引の状況及び結果は取締役会にその都度報告される体制となっております。

なお、連結子会社の投資有価証券についても、当社と同様の管理を行っております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性などの維持などにより流動性リスクを管理しております。

なお、連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	40,372	40,372	－
(2) 営業貸付金	589,477		
貸倒引当金（*１）	△60,609		
	528,868	583,033	54,166
(3) 未収営業貸付金利息	5,693	5,693	－
(4) 投資有価証券	1,525	1,525	－
資産計	576,458	630,624	54,166
(1) １年内償還予定の社債	9,068	6,302	△2,766
(2) １年内返済予定の長期借入金	80,406	78,474	△1,932
(3) 社債	83,470	40,508	△42,961
(4) 転換社債型新株予約権付社債	42,400	36,676	△5,724
(5) 長期借入金	38	34	△4
負債計	215,381	161,994	△53,387
デリバティブ取引（*２）	－	－	－

(*１）営業貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収営業貸付金利息

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 営業貸付金

当社では、営業貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) １年内償還予定の社債、(4) 転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、市場価格に基づき算定しております。

(2) １年内返済予定の長期借入金、(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の１年内返済予定の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該１年内返済予定の長期借入金の時価にデリバティブの時価を含めて記載しております。

(3) 社債

社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。一部の社債は為替予約等の振当処理及び金利スワップの特例処理の対象とされており、当該社債の時価にデリバティブの時価を含めて記載しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	3,771
投資事業組合出資金	143
その他	185

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）	５年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
預金	36,763	―	―	―
営業貸付金	187,133	398,818	2,849	678
未収営業貸付金利息	5,693	―	―	―
合計	229,589	398,818	2,849	678

４．社債、転換社債型新株予約権付社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

（追加情報）

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

前連結会計年度末(平成21年３月31日)

１．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	787	1,024	236
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	―	―	―
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	25	27	2
	小計	812	1,051	239
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	7,794	6,038	△1,756
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	―	―	―
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	7,794	6,038	△1,756
合計		8,606	7,089	△1,517

２．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額 （百万円）	売却益の合計 （百万円）	売却損の合計 （百万円）
1,499	688	124

３．時価評価されていない主な有価証券の内容

種類	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額 （百万円）
その他有価証券			
非上場株式	3,834	3,425	△409
譲渡性預金	―	―	―
その他	475	467	△8

（注）１．取得原価と連結貸借対照表計上額との差額は、外貨建有価証券の連結会計年度末の為替評価差額であります。

２．その他有価証券の「その他」は投資事業組合を通じて保有する株式等であります。

４．減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について763百万円、その他有価証券で時価のない株式３百万円の減損処理を行っております。

なお、当該時価のある株式の減損にあたっては、時価が取得原価を50％以上下落したもの及び時価が取得原価に比べ30％以上50％未満下落しているもののうち、時価の回復可能性があると判断されるものを除き、減損処理を行っております。

当連結会計年度末（平成22年３月31日）

１．その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	259	220	39
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	―	―	―
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	34	25	10
	小計	294	245	49
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,231	1,705	△474
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	―	―	―
	② 社債	―	―	―
	③ その他	―	―	―
	(3) その他	―	―	―
	小計	1,231	1,705	△474
合計		1,525	1,950	△425

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額2,490百万円）及び投資事業組合を通じて保有する株式等（連結貸借対照表計上額328百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計（百万円）	売却損の合計（百万円）
株式	6,210	668	900

３．減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について289百万円、その他有価証券で時価のない株式542百万円の減損処理を行っております。

なお、当該時価のある株式の減損にあたっては、時価が取得原価を50%以上下落したもの及び時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落しているもののうち、時価の回復可能性があると判断されるものを除き、減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

１．取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、主として将来の金利・為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。

(3) 取引の利用目的

利用している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引は、借入金及び社債の金利・為替変動リスクを回避することにより、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

主として国内外の大手金融機関を取引の相手方としてデリバティブ取引を行っており、相手先の契約不履行に係る信用リスクは低いと判断しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

借入金及び社債の金利・為替変動リスク回避のためのデリバティブ取引は取締役会の承認に基づき財務部により実行・管理されており、取引の状況及び結果は取締役会にその都度報告される体制になっております。

２．取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(1) 通貨関連

通貨関連のデリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しているため、記載を省略しております。

(2) 金利関連

金利関連のデリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主な ヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等の うち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
為替予約等の振当処理及び金利スワップの特例処理	通貨スワップ取引 買建 米ドル	社債	52,462	52,462	（注）
合計			52,462	52,462	―

（注）為替予約等の振当処理及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は当該社債の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主な ヘッジ対象	契約額等 （百万円）	契約額等の うち１年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	5,000	―	（注）
合計			5,000	―	―

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（退職給付関係）

前連結会計年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	当連結会計年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
１．採用している退職給付制度の概要 当社グループの退職給付制度は、勤続期間が２年以上の従業員が退職する場合、社内規程に基づき、退職時までの勤続年数や給与等に基づき算定された退職金を支払うこととなっております。この退職金の支払に充てるため、必要資金の内部留保のほかに、退職金制度の一部について適格退職年金制度を設けております。	１．採用している退職給付制度の概要 同左
２．退職給付債務及びその内訳 （平成21年３月31日現在）	２．退職給付債務及びその内訳 （平成22年３月31日現在）
(1) 退職給付債務 △5,788百万円 (2) 年金資産 1,969 (3) 未積立退職給付債務 (1)＋(2) △3,818 (4) 会計基準変更時差異の未処理額 － (5) 未認識数理計算上の差異 208 (6) 未認識過去勤務債務（債務の減額） － (7) 連結貸借対照表計上額純額 (3)＋(4)＋(5)＋(6) △3,610 (8) 前払年金費用 － (9) 退職給付引当金 (7)＋(8) △3,610	(1) 退職給付債務 △5,868百万円 (2) 年金資産 2,103 (3) 未積立退職給付債務 (1)＋(2) △3,766 (4) 会計基準変更時差異の未処理額 － (5) 未認識数理計算上の差異 △115 (6) 未認識過去勤務債務（債務の減額） － (7) 連結貸借対照表計上額純額 (3)＋(4)＋(5)＋(6) △3,881 (8) 前払年金費用 － (9) 退職給付引当金 (7)＋(8) △3,881
３．退職給付費用及びその内訳 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	３．退職給付費用及びその内訳 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
(1) 勤務費用 510百万円 (2) 利息費用 83 (3) 期待運用収益 △28 (4) 数理計算上の差異の費用処理額 190 (5) 退職給付費用 (1)＋(2)＋(3)＋(4) 755	(1) 勤務費用 496百万円 (2) 利息費用 87 (3) 期待運用収益 △27 (4) 数理計算上の差異の費用処理額 208 (5) 退職給付費用 (1)＋(2)＋(3)＋(4) 765
４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
(1) 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 (2) 割引率 1.50% (3) 期待運用収益率 1.35% (4) 数理計算上の差異の処理年数 翌年度に一括費用処理	(1) 退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 (2) 割引率 1.50% (3) 期待運用収益率 1.35% (4) 数理計算上の差異の処理年数 翌年度に一括費用処理

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

１．ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

その他の営業費用のその他　　101百万円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社使用人　2,507名	当社取締役　12名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　536,750株	普通株式　27,400株
付与日	平成19年11月29日	平成20年８月12日
権利確定条件	行使時まで継続して当社の取締役、監査役、使用人又はこれに準ずる地位にあること等	行使時まで継続して当社の取締役又はこれに準ずる地位にあること等
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成21年11月９日 至 平成23年11月８日	自 平成22年８月13日 至 平成24年８月12日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成21年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
権利確定前　（株）		
前連結会計年度末	521,100	―
付与	―	27,400
失効	50,800	2,500
権利確定	―	―
未確定残	470,300	24,900
権利確定後　（株）		
前連結会計年度末	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	―	―

② 単価情報

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
権利行使価格　（円）	2,825	1,507
行使時平均株価　（円）	―	―
付与日における公正な評価単価　（円）	517	339

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法　　ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
株価変動性　（注）１	39.42%	41.67%
予想残存期間　（注）２	３年	３年
予想配当　（注）３	180円／株	60円／株
無リスク利子率　（注）４	0.84%	0.84%

（注）１．３年間（平成19年ストック・オプションにおいては平成16年12月から平成19年11月まで、平成20年ストック・オプションにおいては平成17年９月から平成20年８月まで）の株価実績に基づき算定しております。

２．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

３．平成19年ストック・オプションにおいては、平成20年３月期の予想配当によっております。平成20年ストック・オプションにおいては、平成21年３月期の予想配当によっております。

４．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは過去３年間の平均退職率を反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

その他の営業費用のその他　　61百万円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社使用人　2,507名	当社取締役　12名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　536,750株	普通株式　27,400株
付与日	平成19年11月29日	平成20年８月12日
権利確定条件	行使時まで継続して当社の取締役、監査役、使用人又はこれに準ずる地位にあること等	行使時まで継続して当社の取締役又はこれに準ずる地位にあること等
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	自 平成21年11月９日 至 平成23年11月８日	自 平成22年８月13日 至 平成24年８月12日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成22年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
権利確定前　（株）		
前連結会計年度末	470,300	24,900
付与	―	―
失効	34,300	―
権利確定	436,000	―
未確定残	―	24,900
権利確定後　（株）		
前連結会計年度末	―	―
権利確定	436,000	―
権利行使	―	―
失効	27,100	―
未行使残	408,900	―

② 単価情報

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
権利行使価格　（円）	2,825	1,507
行使時平均株価　（円）	―	―
付与日における公正な評価単価　（円）	517	339

３．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは過去３年間の平均退職率を反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

前連結会計年度末 （平成21年３月31日）	当連結会計年度末 （平成22年３月31日）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
流動資産－繰延税金資産	流動資産－繰延税金資産
営業貸付金　7,467百万円	営業貸付金　9,493百万円
未収営業貸付金利息　1,996	未収営業貸付金利息　1,312
貸倒引当金　12,966	貸倒引当金　654
賞与引当金　259	賞与引当金　152
その他　504	債権売却損失引当金　4,567
小計　23,191	その他　746
評価性引当額　△23,178	小計　16,924
計　13	評価性引当額　△16,924
	計　－
固定資産－繰延税金資産	固定資産－繰延税金資産
有形固定資産　16,591百万円	有形固定資産　17,216百万円
投資有価証券　632	投資有価証券　535
その他有価証券評価差額金　793	その他有価証券評価差額金　389
利息返還損失引当金　163,360	利息返還損失引当金　110,546
退職給付引当金　1,462	退職給付引当金　1,572
繰越欠損金　109,897	繰越欠損金　166,214
その他　12,579	その他　12,918
小計　305,313	小計　309,390
評価性引当額　△305,313	評価性引当額　△309,390
計　－	計　－
固定負債－繰延税金負債	固定負債－繰延税金負債
その他有価証券評価差額金　△8	その他有価証券評価差額金　△7
計　△8	計　△7
繰延税金負債の純額　△8	繰延税金負債の純額　△7
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率　40.5% （調整） 評価性引当額の増減　△39.7 住民税均等割　2.8 その他　4.1 税効果会計適用後の法人税等の負担率　7.7

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（追加情報）

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

（セグメント情報）

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）及び当連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

消費者金融業の営業収益、営業利益及び資産の金額は、いずれも全セグメントの合計額に占める割合が90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）及び当連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

本邦の営業収益及び資産の金額は、全セグメントの営業収益の合計及び資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外営業収益】

前連結会計年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）及び当連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

海外営業収益の合計額は、いずれも連結営業収益の10%未満のため、海外営業収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

１．関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	㈱大央	東京都杉並区	10	不動産賃貸業	（被所有） 直接 5.7 間接 0.1	施設利用 役員の兼任 １名	施設利用料の支払等	53	前払費用 未払金	4 1

（注）１．取引金額には消費税等が含まれております。

２．上記取引は、需給及び市場価格の動向等も勘案の上、すべて一般の取引と同様の手続きを踏まえ、同等の条件を適用しております。

３．株式会社大央は、当社取締役武井健晃及びその近親者が、議決権の100%を直接もしくは間接に所有しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する情報

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

１．関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	㈱大央	東京都杉並区	10	不動産賃貸業	（被所有） 直接 5.7 間接 0.1	施設利用 役員の兼任 １名	施設利用料の支払等	53	前払費用 未払金	4 1

（注）１．取引金額には消費税等が含まれております。

２．上記取引は、需給及び市場価格の動向等も勘案の上、すべて一般の取引と同様の手続きを踏まえ、同等の条件を適用しております。

３．株式会社大央は、当社取締役武井健晃及びその近親者が、議決権の100%を直接もしくは間接に所有しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する情報

該当事項はありません。

（開示対象特別目的会社関係）

前連結会計年度（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

１．開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社は、安定的に資金を調達することを目的として、営業貸付金を裏付けとした信託受益権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、株式会社形態の特別目的会社を利用しております。当該流動化において、当社は、前述した信託受益権のうち優先部分を特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債の発行によって調達した資金を、売却代金として受領します。

さらに、当社は営業貸付金の回収サービス業務を行い、また、信託受益権の劣後部分を保有しております。

流動化の結果、平成21年３月末において、取引残高のある特別目的会社は１社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は114,554百万円、負債総額は114,544百万円であります。なお、当該特別目的会社について、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

２．当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等

開示対象特別目的会社に対する資産の譲渡取引を金融取引として処理しているため、当該取引における開示対象特別目的会社との取引金額等の記載を省略しております。

当連結会計年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

１．開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社は、安定的に資金を調達することを目的として、営業貸付金を裏付けとした信託受益権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、株式会社形態の特別目的会社を利用しております。当該流動化において、当社は、前述した信託受益権のうち優先部分を特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして特別目的会社が社債の発行によって調達した資金を、売却代金として受領します。

さらに、当社は営業貸付金の回収サービス業務を行い、また、信託受益権の劣後部分を保有しております。

流動化の結果、平成22年３月末において、取引残高のある特別目的会社は１社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は71,917百万円、負債総額は71,907百万円であります。なお、当該特別目的会社について、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

２．当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等

開示対象特別目的会社に対する資産の譲渡取引を金融取引として処理しているため、当該取引における開示対象特別目的会社との取引金額等の記載を省略しております。

（１株当たり情報）

前連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
１株当たり純資産額　1,108.12円 １株当たり当期純損失金額　1,880.05円 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　1,114.87円 １株当たり当期純利益金額　33.93円 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　31.79円

（注）１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	当連結会計年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	△256,137	4,577
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	△256,137	4,577
普通株式の期中平均株式数（千株）	136,239	134,920
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（百万円）	－	557
（うち支払利息（税額相当額控除後））（百万円）	（－）	（557）
普通株式増加数（千株）	－	26,599
（うち新株予約権）（千株）	（－）	（26,599）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成19年11月８日開催の取締役会決議による新株予約権方式によるストック・オプション　470,300株 2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（発行総額70,000百万円）　29,761,904株 平成20年７月18日開催の取締役会決議による新株予約権方式によるストック・オプション　24,900株	平成19年11月８日開催の取締役会決議による新株予約権方式によるストック・オプション　408,900株 平成20年７月18日開催の取締役会決議による新株予約権方式によるストック・オプション　24,900株

（重要な後発事象）

<table>
<tr><th>前連結会計年度
（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）</th><th>当連結会計年度
（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）</th></tr>
<tr><td>――――――</td><td>（2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の繰上償還）
平成20年６月19日に発行いたしました2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債につき、社債要項第7.8条に定められた社債権者の繰上償還請求権の行使があり、平成22年６月19日における本新株予約権付社債の全額を繰上償還いたしました。
１．償還した社債の償還額　　41,400百万円
２．償還の方法　　額面金額の100%
３．償還の時期　　平成22年６月19日
４．償還のための資金調達の方法　資産譲渡等
５．社債の減少による支払利息の減少見込額
4,968百万円

（営業貸付金の譲渡）
当社グループは、資金調達の一環として、以下のとおり営業貸付金の一部を譲渡いたしました。当該譲渡により、帳簿価額から対応する貸倒引当金及び利息返還損失引当金を控除した額と譲渡価額との差額が平成23年３月期の特別損益に計上される見込みであります。
なお、当連結会計年度に計上した債権売却損失引当金の対象となった債権につきましては、現在引き続き契約締結へ向けた取り組みを進めており、下記譲渡債権には含まれておりません。
（百万円）
<table>
<tr><th>契約締結日</th><th>帳簿価額</th><th>貸倒引当金</th><th>利息返還
損失引当金</th><th>譲渡価額</th></tr>
<tr><td>平成22年５月21日</td><td>13,471</td><td>1,201</td><td>7,151</td><td>5,119</td></tr>
<tr><td>平成22年６月11日</td><td>6,507</td><td>546</td><td>1,458</td><td>1,474</td></tr>
<tr><td>平成22年６月17日</td><td>2,425</td><td>1,022</td><td>―</td><td>934</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>22,403</td><td>2,769</td><td>8,609</td><td>7,527</td></tr>
</table>
なお、当社グループと譲渡先において、資本関係及び人的関係はなく、取引関係については対象債権にかかる管理事務等を一定期間受託いたします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>前連結会計年度
（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）</th><th>当連結会計年度
（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）</th></tr>
<tr><td>――――――</td><td>（固定資産の譲渡）
当社グループは、資金調達の一環として、平成22年４月28日から平成22年６月18日において物件ごとに譲渡契約を締結し、固定資産の一部（計24件）を譲渡いたしました。譲渡の内容は以下のとおりであり、売却手数料等を控除した譲渡損益が平成23年３月期の特別損益に計上される見込みであります。
（百万円）
<table>
<tr><th>譲渡前の使途</th><th>帳簿価額</th><th>譲渡価額</th></tr>
<tr><td>事業用資産</td><td>1,157</td><td>1,182</td></tr>
<tr><td>賃貸不動産</td><td>7,444</td><td>8,803</td></tr>
<tr><td>遊休資産</td><td>99</td><td>101</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>8,700</td><td>10,086</td></tr>
</table>
なお、当社グループと譲渡先において、資本関係及び人的関係はなく、取引関係については一部の固定資産について賃貸借契約により引き続き使用する予定であります。</td></tr>
</table>

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高（百万円）	当期末残高（百万円）	利率（%）	担保	償還期限
株式会社武富士	米貨建20年物無担保普通社債	平成９年10月29日	3,665 [30,000千米ドル]	－ [－千米ドル]	8.0	なし	平成29年11月１日
株式会社武富士	米貨建10年物無担保普通社債	平成13年４月24日	54,902 [675,000千米ドル]	52,462 [645,000千米ドル]	9.2	なし	平成23年４月15日
株式会社武富士	第八回20年物無担保普通社債	平成14年６月５日	30,000	30,000	4.0	なし	平成34年６月５日
株式会社武富士	2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（注３）	平成20年６月19日	70,000	42,400	1.5	なし	平成30年６月19日
株式会社武富士	2011年満期ユーロ円建普通社債	平成21年12月14日	－	10,075 (9,068)	10.0	なし	平成23年４月14日
合計	－	－	158,567	134,937 (9,068)	－	－	－

（注）１．( )内書は、１年以内の償還予定額であります。

２．利率は、それぞれの社債において連結決算日現在で適用されている表面利率を記載しております。ただし、米貨建社債につきましては、償還時の円貨額を確定するために発行価額に対して通貨・金利スワップ契約を締結しており、実質的な資金調達コストは上記利率と異なります。

３．新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額（円）	無償
株式の発行価格（円）	2,352
発行価額の総額（百万円）	70,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額（百万円）	－
新株予約権の付与割合（%）	100.0
新株予約権の行使期間	自 平成20年７月３日 至 平成30年６月５日
社債権者の選択による繰上償還	本新株予約権付社債権者は、2010年６月19日、2013年６月19日及び2016年６月19日又は組織再編等の効力発生日の東京における５営業日前の日に当該本社債を額面金額の100%で償還日まで（当日を含まない。）の経過利息を付して繰上償還することを当社に対して請求する権利を有しております。

（注）新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、本新株予約権の行使に際して、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。

４．連結決算日後５年間の償還予定額は以下のとおりであります。

１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）
9,068	53,470	－	－	－

【借入金等明細表】

区分	前期末残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	－	－	－	－
１年以内に返済予定の長期借入金	91,595	80,406	2.71	－
１年以内に返済予定のリース債務	－	－	－	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	115,579	38	2.85	平成23年
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	－	－	－	－
その他有利子負債	－	－	－	－
計	207,174	80,444	－	－

（注）１．平均利率は、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）
長期借入金	38	－	－	－

(2)【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る営業収益等は以下のとおりであります。

		第１四半期 （自 平成21年４月１日 至 平成21年６月30日）	第２四半期 （自 平成21年７月１日 至 平成21年９月30日）	第３四半期 （自 平成21年10月１日 至 平成21年12月31日）	第４四半期 （自 平成22年１月１日 至 平成22年３月31日）
営業収益	（百万円）	35,175	31,033	29,117	24,941
税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額（△）	（百万円）	9,364	7,803	2,804	△15,011
四半期純利益金額又は四半期純損失金額（△）	（百万円）	9,272	7,710	2,699	△15,104
１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額（△）	（円）	68.72	57.15	20.01	△111.95

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成21年３月31日)	当事業年度末 (平成22年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	42,935	38,486
営業貸付金	※1, ※2, ※6 861,517	※1, ※2, ※6 589,477
割賦売掛金	465	312
原材料及び貯蔵品	235	214
前払費用	765	458
未収営業貸付金利息	7,914	5,693
短期貸付金	※4 49,992	※4 19,989
未収入金	1,455	1,121
預託金	13,150	33,285
その他	119	2,704
貸倒引当金	△96,994	△60,658
流動資産合計	881,552	631,080
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	5,310	3,799
構築物（純額）	553	248
車両運搬具（純額）	10	6
器具備品（純額）	4,094	3,453
土地	22,688	16,796
有形固定資産合計	※5 32,655	※5 24,302
無形固定資産		
借地権	485	438
ソフトウエア	3,906	3,601
電話加入権	141	141
その他	639	654
無形固定資産合計	5,171	4,834
投資その他の資産		
投資有価証券	8,909	2,662
関係会社株式	38,233	39,436
出資金	1	0
長期前払費用	319	86
投資不動産	446	409
敷金及び保証金	4,121	3,446
長期預託金	5,580	6,206
その他	107	109
投資その他の資産合計	57,714	52,355
固定資産合計	95,540	81,491
資産合計	977,092	712,571

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成21年３月31日)	当事業年度末 (平成22年３月31日)
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	23,884	27,728
1年内償還予定の社債	―	9,068
1年内返済予定の長期借入金	※1 91,595	※1 80,406
未払金	23,067	21,744
未払費用	5,183	5,781
未払法人税等	204	164
預り金	308	328
前受収益	2,824	2,693
賞与引当金	638	375
債権売却損失引当金	―	11,276
その他	103	172
流動負債合計	147,806	159,734
固定負債		
社債	88,567	83,470
転換社債型新株予約権付社債	70,000	42,400
長期借入金	※1 115,579	38
長期未払金	14	747
利息返還損失引当金	403,357	272,953
退職給付引当金	3,605	3,874
役員退職慰労引当金	147	178
長期前受収益	2,878	109
その他	479	380
固定負債合計	684,626	404,149
負債合計	832,432	563,883
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,478	30,478
資本剰余金		
資本準備金	52,263	52,263
資本剰余金合計	52,263	52,263
利益剰余金		
利益準備金	7,619	7,619
その他利益剰余金		
別途積立金	365,961	85,961
繰越利益剰余金	△273,793	9,080
利益剰余金合計	99,787	102,660
自己株式	△36,469	△36,469
株主資本合計	146,059	148,932
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,541	△447
評価・換算差額等合計	△1,541	△447
新株予約権	141	202
純資産合計	144,659	148,687
負債純資産合計	977,092	712,571

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
営業収益		
営業貸付金利息	178,337	113,581
総合あっせん収益	69	57
その他の金融収益		
預金利息	427	51
貸付金利息	329	36
その他	1,822	697
その他の金融収益計	2,578	784
その他の営業収益		
償却債権及び同利息回収額	3,235	3,750
不動産賃貸料	993	893
その他	232	338
その他の営業収益計	4,459	4,981
営業収益合計	185,443	119,403
営業費用		
金融費用		
支払利息	8,417	4,578
社債利息	10,188	5,879
その他	987	1,868
金融費用合計	19,593	12,325
その他の営業費用		
広告宣伝費	4,237	2,922
貸倒損失	406	―
貸倒引当金繰入額	96,994	34,968
利息返還損失引当金繰入額	229,662	―
給料及び賞与	13,363	10,918
賞与引当金繰入額	638	375
退職給付引当金繰入額	754	763
役員退職慰労引当金繰入額	44	38
法定福利費及び福利厚生費	1,858	1,416
賃借料	5,144	3,904
減価償却費	3,176	3,045
支払手数料	11,904	9,500
通信費	3,267	2,630
その他	6,016	4,210
その他の営業費用計	377,461	74,690
営業費用合計	397,054	87,015
営業利益又は営業損失（△）	△211,611	32,388

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
営業外収益		
受取配当金	447	247
投資利益	115	112
還付加算金	174	―
雑収入	109	637
営業外収益合計	845	997
営業外費用		
固定資産除売却損	182	45
為替差損	1,262	992
社債発行費	1,798	―
支払オプション料	1,709	―
雑損失	24	52
営業外費用合計	4,974	1,090
経常利益又は経常損失（△）	△215,740	32,295
特別利益		
投資有価証券売却益	495	667
社債償還益	―	4,475
固定資産売却益	―	※2 808
その他	31	―
特別利益合計	526	5,950
特別損失		
投資有価証券評価損	716	811
投資有価証券売却損	124	900
減損損失	※3 386	※3 6,958
店舗閉鎖損失	※4 1,896	※4 1,603
確約融資枠契約解消損	※5 2,165	―
社債償還損	10,475	―
債権売却損	―	※6 8,807
債権売却損失引当金繰入額	―	※7 11,276
その他	173	153
特別損失合計	15,935	30,508
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△231,149	7,737
法人税、住民税及び事業税	348	142
法人税等調整額	25,435	―
法人税等合計	25,784	142
当期純利益又は当期純損失（△）	△256,933	7,595

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	30,478	30,478
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	30,478	30,478
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	52,263	52,263
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	52,263	52,263
資本剰余金合計		
前期末残高	52,263	52,263
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	52,263	52,263
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	7,619	7,619
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	7,619	7,619
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	365,961	365,961
当期変動額		
別途積立金の取崩	―	△280,000
当期変動額合計	―	△280,000
当期末残高	365,961	85,961
繰越利益剰余金		
前期末残高	14,609	△273,793
当期変動額		
別途積立金の取崩	―	280,000
剰余金の配当	△16,464	△4,722
当期純利益又は当期純損失（△）	△256,933	7,595
自己株式の消却	△15,005	―
当期変動額合計	△288,402	282,873
当期末残高	△273,793	9,080

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	388,188	99,787
当期変動額		
別途積立金の取崩	―	―
剰余金の配当	△16,464	△4,722
当期純利益又は当期純損失（△）	△256,933	7,595
自己株式の消却	△15,005	―
当期変動額合計	△288,402	2,873
当期末残高	99,787	102,660
自己株式		
前期末残高	△48,248	△36,469
当期変動額		
自己株式の取得	△3,225	△0
自己株式の消却	15,005	―
当期変動額合計	11,779	△0
当期末残高	△36,469	△36,469
株主資本合計		
前期末残高	422,682	146,059
当期変動額		
剰余金の配当	△16,464	△4,722
当期純利益又は当期純損失（△）	△256,933	7,595
自己株式の取得	△3,225	△0
自己株式の消却	―	―
当期変動額合計	△276,623	2,873
当期末残高	146,059	148,932
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,791	△1,541
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,332	1,094
当期変動額合計	△3,332	1,094
当期末残高	△1,541	△447
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	4,383	―
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,383	―
当期変動額合計	△4,383	―
当期末残高	―	―
評価・換算差額等合計		
前期末残高	6,174	△1,541

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)	当事業年度 (自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,715	1,094
当期変動額合計	△7,715	1,094
当期末残高	△1,541	△447
新株予約権		
前期末残高	41	141
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	101	61
当期変動額合計	101	61
当期末残高	141	202
純資産合計		
前期末残高	428,897	144,659
当期変動額		
剰余金の配当	△16,464	△4,722
当期純利益又は当期純損失（△）	△256,933	7,595
自己株式の取得	△3,225	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,615	1,155
当期変動額合計	△284,237	4,028
当期末残高	144,659	148,687

【継続企業の前提に関する注記】

当事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

当社は、従来、金融機関からの借入れ、社債の発行及び営業貸付金の証券化による借入れなど、多様かつ機動的な調達手段により資金調達を実施してまいりました。しかし、米国におけるサブプライムローン問題やリーマンショック等により一層深刻となった金融情勢のなか、高水準で推移する利息返還請求に対応した資金需要を抱え、平成22年６月18日に施行された改正貸金業法によるいわゆる総量規制の影響も懸念材料となり、これらを背景とした格付けの引き下げと、その引き下げによる一部借入金の早期返済事由への抵触もあり、当社を取り巻く資金調達環境は厳しさを増してきております。

このような状況を踏まえ、資金繰りの改善に向け様々な資金調達手段を検討した結果として、当事業年度においては、転換社債型新株予約権付社債の繰上償還請求に備えた社債の交換募集を実施したほか、保有する上場有価証券の売却及び営業貸付金に含まれる条件緩和債権の一部譲渡も実施いたしましたが、長引く景気低迷や業界の今後に対する不透明感に加え、高水準で推移する利息返還請求、更なる格付けの引き下げなどもあり、新たな資金調達が極めて厳しい状況が継続しております。

このような状況から、現時点で当社にかかる継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、当該状況を解消すべく、次のとおり対処してまいります。

① 必要資金の確保と資金繰りの安定化

厳しい資金調達環境は当面続くものと考えられることから、当社が保有する不動産及び営業貸付金の譲渡などにより、当面の事業運営に必要な資金を確保するとともに、既存の社債に対する負担軽減策の実施及び新たな調達手段確保のための戦略的業務提携の検討など、資金繰り全体の安定化に努めてまいります。

② 経営の更なる効率化

店舗統廃合などの計画的かつ継続的に実施してきた効率化施策を更に進めるとともに、各種支出に係わる契約内容の見直しによるコスト削減に努めるなど一層の経営効率化にも努めてまいります。

なお、「重要な後発事象」に記載のとおり、前記必要資金の確保と資金繰りの安定化に向けた取り組みのうち、当面の資金需要のピークとなった平成22年６月の2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債にかかる繰上償還などに対応した資金手当てについては、当社保有の土地建物の中から譲渡対象物件を選定したうえで、主に入札方式により実施したほか、営業貸付金の譲渡につきましても、必要に応じて入札方式を採用するなど、譲渡価格の最大化を図って実施いたしました。

今後も、資金繰り全体の安定化に向けた各種取り組みはもとより、経営の更なる効率化に向けた諸施策を確実に実行することで、継続企業の前提に関する疑義は解消できるものと判断しております。

しかし、依然として厳しい経済情勢に加え、改正貸金業法の影響などもあり、当社を取り巻く資金調達環境が好転することに不透明性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

【重要な会計方針】

前事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	当事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法 （1）子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法 （2）その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの……移動平均法による原価法	１．有価証券の評価基準及び評価方法 （1）子会社株式及び関連会社株式……同左 （2）その他有価証券 時価のあるもの……同左 時価のないもの……同左
２．たな卸資産の評価基準及び評価方法 原材料及び貯蔵品については最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 （会計方針の変更） 当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第９号　平成18年７月５日公表分）を適用しております。 なお、この変更に伴う影響はありません。	２．たな卸資産の評価基準及び評価方法 原材料及び貯蔵品については最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
３．固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産 定率法によっております。ただし平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　15年～50年 構築物　10年～30年 器具備品　４年～15年 （2）無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。	３．固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産 同左 （2）無形固定資産 同左
４．繰延資産の処理方法 社債発行費は、支出時に全額費用として計上しております。	４．　―――――――
５．引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権（延滞日数30日以内の債権）については貸倒実績率により、延滞債権等特定の債権については、信用リスクのランクごとに区分して、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 （2）利息返還損失引当金 利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息部分の顧客からの返還請求に備えるため、当事業年度末における将来の返還請求発生見込額を計上しております。	５．引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 同左 （2）利息返還損失引当金 同左

前事業年度 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	当事業年度 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）
(3) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。	(3) 賞与引当金 同左
(4) ―――――――	(4) 債権売却損失引当金 債権売却に係る損失に備えるため、当事業年度末における損失発生見込額を計上しております。
(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、全額翌事業年度に費用処理することとしております。	(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、全額翌事業年度に費用処理することとしております。 （会計方針の変更） 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）」（企業会計基準第19号 平成20年７月31日）を適用しております。 なお、重要性基準を考慮した結果、従来と同一の割引率を使用しており、この変更に伴う影響はありません。
(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。	(6) 役員退職慰労引当金 同左
６．ヘッジ会計の方法 社債及び借入金の支払利息に係る金利変動リスク及び為替変動リスクのヘッジを目的に金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を行っております。金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしており、特例処理を採用しております。通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしており、振当処理を採用しております。 ヘッジ有効性評価の方法については、金利スワップの特例処理又は振当処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。	６．ヘッジ会計の方法 同左
７．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	７．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1) 営業貸付金利息の計上基準 営業貸付金利息は発生基準により計上しております。 なお、営業貸付金に係る未収利息については、利息制限法の上限利率と約定利率とのいずれか低い方により計上しております。	(1) 営業貸付金利息の計上基準 同左
(2) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。	(2) 消費税等の会計処理 同左

【表示方法の変更】

前事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	当事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
（損益計算書関係） １．前事業年度まで区分掲記しておりました「人材派遣費」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度よりその他の営業費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「人材派遣費」は14百万円であります。 ２．前事業年度まで区分掲記しておりました「保険料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度よりその他の営業費用の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「保険料」は63百万円であります。	（損益計算書関係） 前事業年度まで区分掲記しておりました「還付加算金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。なお、当事業年度の「還付加算金」は１百万円であります。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

前事業年度末 （平成21年３月31日）	当事業年度末 （平成22年３月31日）
※１．担保に供している資産とこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保提供資産 営業貸付金　302,003百万円 対応する債務 １年内返済予定の長期借入金　35,598百万円 長期借入金　73,665 計　109,263 上記は、信託を利用した営業貸付金の流動化に係るものであります。 ※２．営業貸付金861,517百万円は全て個人向け無担保貸付金であります。 ３．営業貸付金については、貸出契約の際に設定した額（契約限度額）のうち、当社が与信した額（利用限度額）の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっております。同契約に係る利用限度額の融資未実行残高は、391,516百万円であります。このうちには、当事業年度末に残高のない顧客に対するものが204,127百万円含まれております。この利用限度額については顧客の信用度合いにより当社が任意に増減することができるものであり、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。 ※４．短期貸付金は、現先取引によるものであります。この取引による担保受入金融資産（有価証券）の当事業年度末時価は49,992百万円であります。 ※５．有形固定資産の減価償却累計額26,786百万円が控除されております。	※１．担保に供している資産とこれに対応する債務は次のとおりであります。 担保提供資産 営業貸付金　220,122百万円 対応する債務 １年内返済予定の長期借入金　58,530百万円 上記は、信託を利用した営業貸付金の流動化に係るものであります。 ※２．営業貸付金589,477百万円は全て個人向け無担保貸付金であります。 ３．営業貸付金については、貸出契約の際に設定した額（契約限度額）のうち、当社が与信した額（利用限度額）の範囲内で顧客が随時借入を行うことができる契約となっております。同契約に係る利用限度額の融資未実行残高は、380,576百万円であります。このうちには、当事業年度末に残高のない顧客に対するものが182,826百万円含まれております。この利用限度額については顧客の信用度合いにより当社が任意に増減することができるものであり、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものではありません。 ※４．短期貸付金は、現先取引によるものであります。この取引による担保受入金融資産（有価証券）の当事業年度末時価は19,989百万円であります。 ※５．有形固定資産の減価償却累計額25,856百万円が控除されております。

前事業年度末 （平成21年３月31日）	当事業年度末 （平成22年３月31日）
※６．不良債権の状況 破綻先債権　48百万円 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。 延滞債権　63,763百万円 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金のうち、破綻先債権に該当しないものであります。 ３か月以上延滞債権　28,408百万円 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権　67,508百万円※ 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免等債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び３か月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※なお、67,508百万円の内には、延滞日数が０日から30日までのものが62,207百万円含まれております。 ７．配当制限 借入金のうち10,000百万円及び社債のうち58,567百万円には、財務制限条項がついており、特定の条項に抵触した場合、その条項に該当する借入先に対し借入金を一括返済、社債は一括償還することになっております。当該条項のうち配当支払いに関するものは以下のとおりであります。（複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております。） (1) 連結自己資本が100,000百万円を下回った場合 (2) 連結自己資本比率が10%を下回った場合	※６．不良債権の状況 破綻先債権　60百万円 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。 延滞債権　74,635百万円 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金のうち、破綻先債権に該当しないものであります。 ３か月以上延滞債権　23,997百万円 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権　25,965百万円※ 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免等債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び３か月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※なお、25,965百万円の内には、延滞日数が０日から30日までのものが23,482百万円含まれております。 ７．配当制限 社債のうち52,462百万円には、財務制限条項がついており、特定の条項に抵触した場合、一括償還することになっております。当該条項のうち配当支払いに関するものは以下のとおりであります。（複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております。） (1)　―――――― (2) 連結自己資本比率が10%を下回った場合

（損益計算書関係）

<table>
<tr><th>前事業年度
（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）</th><th>当事業年度
（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）</th></tr>
<tr><td>１．金融収益及び金融費用の損益計算書上の表示区分の基準は次のとおりであります。
(1) 営業収益として表示した金融収益
関係会社に係る貸付金利息及び受取配当金、投資有価証券受取配当金及び利息等を除くすべての金融収益
(2) 営業費用として表示した金融費用
明らかに営業収益に対応しない支払利息等を除くすべての金融費用</td><td>１．金融収益及び金融費用の損益計算書上の表示区分の基準は次のとおりであります。
(1) 営業収益として表示した金融収益
同左
(2) 営業費用として表示した金融費用
同左</td></tr>
<tr><td>２．　――――――</td><td>※２．固定資産売却益
固定資産売却益は、駐車場等を売却したことによるものであり、その内訳は土地等808百万円であります。</td></tr>
<tr><td>※３．減損損失
閉鎖店舗等における電話加入権211百万円及び来期閉鎖予定の資産72百万円を減損損失として計上しております。
加えて、一部の賃貸不動産等について継続的な地価の下落等があったため、当事業年度において帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として102百万円計上しております。</td><td>※３．減損損失
従来、当社においては、用途等に応じて事業用資産については事業を基礎とし、賃貸不動産及び遊休資産（投資不動産を含む）については、それぞれ個別物件単位にグルーピングしております。
当事業年度においては、資金調達の一環として一部固定資産を譲渡する見込みとなったことから、当該資産については、その用途等にかかわらず物件単位にグルーピングすることといたしました。
賃貸不動産及び遊休資産については、それぞれ継続的な地価の下落等により、また譲渡対象資産については、使用方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額6,958百万円を減損損失として計上いたしました。
減損損失の主な内訳は、土地5,275百万円、建物1,007百万円、器具備品461百万円等であります。
なお、回収可能価額は正味売却価額によっており、正味売却価額は主として、売却入札金額（一部不動産鑑定士による鑑定評価額を使用）から処分費用を控除して算定しております。
（百万円）
<table>
<tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th><th>減損損失額</th></tr>
<tr><td>事業用資産</td><td>土地、
建物等</td><td>埼玉県、
東京都　他</td><td>2,258</td></tr>
<tr><td>賃貸不動産</td><td>土地、
建物等</td><td>東京都、
北海道　他</td><td>4,220</td></tr>
<tr><td>遊休資産</td><td>土地、
建物等</td><td>東京都、神奈川県　他</td><td>481</td></tr>
<tr><td colspan="3">合　計</td><td>6,958</td></tr>
</table>
なお、上記のうち譲渡対象資産にかかる減損損失額は5,249百万円であります。</td></tr>
</table>

前事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	当事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
※４．店舗閉鎖損失 店舗閉鎖及び支社等の組織改編に関する意思決定を行ったことにより、当事業年度における閉鎖等の実施額1,605百万円及び来期の閉鎖費用291百万円を店舗閉鎖損失として計上しております。 ※５．確約融資枠契約解消損 真正譲渡方式での確約融資枠契約を解消し、期日前返済を行ったことによる損失であります。 ―――――― ―――――――	※４．店舗閉鎖損失 店舗閉鎖及び支社等の組織改編に関する意思決定を行ったことにより、当事業年度における閉鎖等の実施額616百万円及び来期の閉鎖費用988百万円を店舗閉鎖損失として計上しております。 ５．　―――――― ※６．債権売却損 当社が保有する債権の一部を売却したことによる損失であります。 ※７．債権売却損失引当金繰入額 当社が保有する債権の一部売却に係る損失発生見込額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 （千株）	当事業年度増加株式数 （千株）	当事業年度減少株式数 （千株）	当事業年度末株式数 （千株）
普通株式（注）	9,647	2,729	3,000	9,375
合計	9,647	2,729	3,000	9,375

（注）１．普通株式の自己株式の株式数の増加2,729千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,729千株及び単元未満株式の買取りによる増加０千株であります。

２．普通株式の自己株式の株式数の減少3,000千株は、取締役会決議による自己株式の消却によるものであります。

当事業年度（自　平成21年４月１日　至　平成22年３月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 （千株）	当事業年度増加株式数 （千株）	当事業年度減少株式数 （千株）	当事業年度末株式数 （千株）
普通株式（注）	9,375	0	－	9,375
合計	9,375	0	－	9,375

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加０千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度末（平成21年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度末（平成22年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　子会社株式38,233百万円、関連会社株式1,204百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（税効果会計関係）

前事業年度末 （平成21年３月31日）	当事業年度末 （平成22年３月31日）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 流動資産－繰延税金資産 営業貸付金 7,467百万円 未収営業貸付金利息 1,996 貸倒引当金 12,966 賞与引当金 258 その他 424 小計 23,110 評価性引当額 △23,110 計 － 固定資産－繰延税金資産 有形固定資産 7,992百万円 投資有価証券 235 その他有価証券評価差額金 624 関係会社株式 14,323 利息返還損失引当金 163,360 退職給付引当金 1,460 繰越欠損金 109,589 その他 12,579 小計 310,162 評価性引当額 △310,162 計 －	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 流動資産－繰延税金資産 営業貸付金 9,493百万円 未収営業貸付金利息 1,312 貸倒引当金 654 賞与引当金 152 債権売却損失引当金 4,567 その他 674 小計 16,852 評価性引当額 △16,852 計 － 固定資産－繰延税金資産 有形固定資産 7,383百万円 投資有価証券 138 その他有価証券評価差額金 181 関係会社株式 14,323 利息返還損失引当金 110,546 退職給付引当金 1,569 繰越欠損金 165,774 その他 12,918 小計 312,832 評価性引当額 △312,832 計 －
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失であるため記載を省略しております。	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.5% （調整） 評価性引当額の増減 △41.1 住民税均等割 1.7 その他 0.7 税効果会計適用後の法人税等の負担率 1.8

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	当事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
１株当たり純資産額　1,071.14円 １株当たり当期純損失金額　1,885.90円 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　1,100.54円 １株当たり当期純利益金額　56.29円 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　50.47円

（注）１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成20年４月１日 至　平成21年３月31日）	当事業年度 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）
１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	△256,933	7,595
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	△256,933	7,595
普通株式の期中平均株式数（千株）	136,239	134,920
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（百万円）	－	557
（うち支払利息（税額相当額控除後））（百万円）	（－）	（557）
普通株式増加数（千株）	－	26,599
（うち新株予約権）（千株）	（－）	（26,599）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成19年11月８日開催の取締役会決議による新株予約権方式によるストック・オプション　470,300株 2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（発行総額70,000百万円）　29,761,904株 平成20年７月18日開催の取締役会決議による新株予約権方式によるストック・オプション　24,900株	平成19年11月８日開催の取締役会決議による新株予約権方式によるストック・オプション　408,900株 平成20年７月18日開催の取締役会決議による新株予約権方式によるストック・オプション　24,900株

（重要な後発事象）

<table>
<tr><th>前事業年度
（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）</th><th>当事業年度
（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）</th></tr>
<tr><td>――――――</td><td>（2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の繰上償還）
平成20年６月19日に発行いたしました2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債につき、社債要項第7.8条に定められた社債権者の繰上償還請求権の行使があり、平成22年６月19日における本新株予約権付社債の全額を繰上償還いたしました。
１．償還した社債の償還額　　41,400百万円
２．償還の方法　　額面金額の100%
３．償還の時期　　平成22年６月19日
４．償還のための資金調達の方法　資産譲渡等
５．社債の減少による支払利息の減少見込額
4,968百万円

（営業貸付金の譲渡）
当社は、資金調達の一環として、以下のとおり営業貸付金の一部を譲渡いたしました。当該譲渡により、帳簿価額から対応する貸倒引当金及び利息返還損失引当金を控除した額と譲渡価額との差額が平成23年３月期の特別損益に計上される見込みであります。
なお、当事業年度に計上した債権売却損失引当金の対象となった債権につきましては、現在引き続き契約締結へ向けた取り組みを進めており、下記譲渡債権には含まれておりません。
（百万円）
<table>
<tr><th>契約締結日</th><th>帳簿価額</th><th>貸倒引当金</th><th>利息返還損失引当金</th><th>譲渡価額</th></tr>
<tr><td>平成22年５月21日</td><td>13,471</td><td>1,201</td><td>7,151</td><td>5,119</td></tr>
<tr><td>平成22年６月11日</td><td>6,507</td><td>546</td><td>1,458</td><td>1,474</td></tr>
<tr><td>平成22年６月17日</td><td>2,425</td><td>1,022</td><td>―</td><td>934</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>22,403</td><td>2,769</td><td>8,609</td><td>7,527</td></tr>
</table>
なお、当社と譲渡先において、資本関係及び人的関係はなく、取引関係については対象債権にかかる管理事務等を一定期間受託いたします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>前事業年度
（自　平成20年４月１日
至　平成21年３月31日）</th><th>当事業年度
（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）</th></tr>
<tr><td>――――――</td><td>（固定資産の譲渡）
当社は、資金調達の一環として、平成22年４月28日から平成22年６月18日において物件ごとに譲渡契約を締結し、固定資産の一部（計24件）を譲渡いたしました。譲渡の内容は以下のとおりであり、売却手数料等を控除した譲渡損益が平成23年３月期の特別損益に計上される見込みであります。
（百万円）
<table>
<tr><th>譲渡前の使途</th><th>帳簿価額</th><th>譲渡価額</th></tr>
<tr><td>事業用資産</td><td>1,157</td><td>1,182</td></tr>
<tr><td>賃貸不動産</td><td>7,444</td><td>8,803</td></tr>
<tr><td>遊休資産</td><td>99</td><td>101</td></tr>
<tr><td>合　計</td><td>8,700</td><td>10,086</td></tr>
</table>
なお、当社と譲渡先において、資本関係及び人的関係はなく、取引関係については一部の固定資産について賃貸借契約により引き続き使用する予定であります。</td></tr>
</table>

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券	その他有価証券	みずほ信託銀行㈱	7,446,150	700
		㈱日本信用情報機構	15,000	495
		みらい證券㈱	7,680	463
		㈱紀陽ホールディングス	2,265,000	281
		㈱八千代銀行	70,000	151
		㈱ほくほくフィナンシャルグループ	514,800	106
		中央三井トラスト・ホールティングス㈱	250,000	88
		㈱南日本銀行	384,000	79
		㈱富山第一銀行	42,383	15
		ＢＵＬＬ ＣＡＰＩＴＯＬ，ＩＮＣ.	200	10
		その他11銘柄	37,975	15
計			11,033,188	2,403

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等（口）	貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券	その他有価証券	（投資信託受益証券） 証券投資信託受益証券（１銘柄）	50,000	34
		（投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資） ブルキャピトル匿名組合	1	185
		投資事業組合「ＮＩＦニューテクノロジーファンド２０００／１号」	6	18
		その他２銘柄	4	22
計			50,011	260

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	21,971	32	2,550 (1,007)	19,454	15,654	415	3,799
構築物	2,019	―	529 (132)	1,489	1,241	61	248
車両運搬具	22	―	1	21	15	4	6
器具備品	12,742	1,063	1,407 (461)	12,398	8,945	1,095	3,453
土地	22,688	―	5,892 (5,275)	16,796	―	―	16,796
有形固定資産計	59,442	1,095	10,379 (6,875)	50,158	25,856	1,576	24,302
無形固定資産							
借地権	―	―	―	438	―	―	438
ソフトウエア	―	―	―	6,883	3,283	1,461	3,601
電話加入権	―	―	―	141	―	―	141
その他	―	―	―	768	114	9	654
無形固定資産計	―	―	―	8,231	3,397	1,470	4,834
長期前払費用	839	55	567	327	241	183	86
繰延資産							
―	―	―	―	―	―	―	―
繰延資産計	―	―	―	―	―	―	―

（注）１．無形固定資産の金額が資産の総額の１％以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。
２．「当期減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（目的使用）（百万円）	当期減少額（その他）（百万円）	当期末残高（百万円）
貸倒引当金（注）	96,994	60,658	71,304	25,690	60,658
利息返還損失引当金	403,357	―	130,404	―	272,953
賞与引当金	638	375	638	―	375
債権売却損失引当金	―	11,276	―	―	11,276
役員退職慰労引当金	147	38	8	―	178

（注）貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替による戻入額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成22年３月31日現在）における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

① 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	3,609
預金の種類	
当座預金	437
普通預金	29,435
定期預金	5,000
別段預金	5
小計	34,877
合計	38,486

② 営業貸付金

前期末残高（百万円） A	当期発生高（百万円） B	当期回収高（百万円） C	当期債権譲渡（百万円）	当期貸倒高（百万円）	当期利息返還高（元本毀損分）（百万円）	当期末残高（百万円） D	回収率（%） $\frac{C}{A+B}\times100$	回転率（回） $\frac{B}{(A+D)\div2}$
861,517	58,755	194,100	35,684	57,144	43,867	589,477	21.1	0.08

（注）主な相手先別内訳の記載については、「第２ 事業の状況 ２．営業の実績」での記載をもって省略しております。

③ 割賦売掛金

前期末残高（百万円） A	当期発生高（百万円） B	当期回収高（百万円） C	当期債権譲渡（百万円）	当期貸倒高（百万円）	当期利息返還高（元本毀損分）（百万円）	当期末残高（百万円） D	回収率（%） $\frac{C}{A+B}\times100$	回転率（回） $\frac{B}{(A+D)\div2}$
465	116	187	31	42	9	312	32.3	0.30

④ 原材料及び貯蔵品

種類	金額（百万円）
カード決済用携帯端末	138
ベネシアカード・ＴＢＳカード	14
その他	61
合計	214

⑤ 関係会社株式

区分	金額（百万円）
㈱テーダブルジェー	15,000
㈱ティデーエス	11,000
㈱テイクワン	9,430
その他	4,006
合計	39,436

⑥ １年内返済予定の長期借入金

借入先	金額（百万円）
㈱ブルキャピトル	58,530
アイエヌジーバンク エヌ・ヴイ	5,000
その他	16,877
合計	80,406

（注）「その他」には、ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行を幹事とするシンジケート・ローンによる借入（15,000百万円）が含まれております。

⑦ 社債

銘柄	金額（百万円）
米貨建10年物無担保普通社債	52,462
第八回20年物無担保普通社債	30,000
2011年満期ユーロ円建普通社債	1,008
合計	83,470

⑧ 転換社債型新株予約権付社債

区分	金額（百万円）
2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	42,400
合計	42,400

(3)【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	９月30日 ３月31日
１単元の株式数	10株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 （特別口座） 東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 （特別口座） 東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社 ― 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページ上に掲載しております。 （ホームページアドレス http://www.takefuji.co.jp/）
株主に対する特典	なし

（注）当社は定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第２項各号に掲げる権利、会社法第166条第１項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

１　有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第42期）（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）平成21年６月29日関東財務局長に提出。

２　内部統制報告書及びその添付書類

平成21年６月29日関東財務局長に提出。

３　四半期報告書及び確認書

第43期第１四半期（自　平成21年４月１日　至　平成21年６月30日）平成21年８月14日関東財務局長に提出。
第43期第２四半期（自　平成21年７月１日　至　平成21年９月30日）平成21年11月13日関東財務局長に提出。
第43期第３四半期（自　平成21年10月１日　至　平成21年12月31日）平成22年２月12日関東財務局長に提出。

４　臨時報告書

平成21年12月14日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。
平成22年５月12日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

５　臨時報告書の訂正報告書

平成21年12月15日関東財務局長に提出。
平成21年12月14日提出の臨時報告書（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に係る訂正報告書であります。

６　発行登録書（社債）及びその添付書類

平成21年10月５日関東財務局長に提出。

７　訂正発行登録書

平成21年11月13日関東財務局長に提出。
平成21年12月14日関東財務局長に提出。
平成21年12月15日関東財務局長に提出。
平成22年２月12日関東財務局長に提出。
平成22年５月14日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成２１年６月２９日

株 式 会 社 武 富 士
取 締 役 会 御 中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　大 田 原 吉 隆　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　島 村　哲　印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社武富士の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社武富士及び連結子会社の平成２１年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社武富士の平成２１年３月３１日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社武富士が平成２１年３月３１日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２　連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成２２年６月３０日

株 式 会 社 武 富 士
取 締 役 会 御 中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　大 田 原 吉 隆　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　島 村　哲　印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社武富士の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社武富士及び連結子会社の平成２２年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は新たな資金調達が極めて厳しい状況が継続しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。また、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の全額を繰上償還した。

３．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は資金調達の一環として営業貸付金の一部を譲渡した。

４．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は資金調達の一環として固定資産の一部を譲渡した。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社武富士の平成２２年３月３１日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社武富士が平成２２年３月３１日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２　連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成２１年６月２９日

株 式 会 社 武 富 士
取 締 役 会 御 中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　大 田 原 吉 隆　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　島 村　哲　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社武富士の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第４２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社武富士の平成２１年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成２２年６月３０日

株 式 会 社 武 富 士
取 締 役 会 御 中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　大 田 原 吉 隆　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　島 村　哲　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社武富士の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第４３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社武富士の平成２２年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１．継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は新たな資金調達が極めて厳しい状況が継続しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。また、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

２．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の全額を繰上償還した。

３．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は資金調達の一環として営業貸付金の一部を譲渡した。

４．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は資金調達の一環として固定資産の一部を譲渡した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。